

# いわて 汚水処理 ビジョン 2025

資料編

令和8年3月  
岩手県



## いわて汚水処理ビジョン 2025（資料編）

資料 1	用語解説（あいうえお順記載）	93
資料 2	岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例	98
資料 3	岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	105
資料 4	いわての水を守り育てる条例	109
資料 5	循環型地域社会の形成に関する条例	113
資料 6	新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例	132
資料 7	岩手県人口ビジョン	136
資料 8	第 2 期岩手県ふるさと振興総合戦略	139
資料 9	第 2 期岩手県公共施設総合管理計画	147
資料 10	汚水処理施設の役割	149
資料 11	集合処理方式	151
資料 12	個別処理方式	152
資料 13	集合処理と個別処理の特徴	153
資料 14	汚水処理の内容・過程	154
資料 15	下水道や集落排水、浄化槽汚泥の主な処理方式の違い	155
資料 16	集合処理区域と個別処理区域の選択	156
資料 17	集合処理と個別処理のすみ分けの考え方	157
資料 18	汚水処理施設の種類	160
資料 19	汚水処理施設整備事業の変遷	163
資料 20	構想における将来人口などの考え方	165
資料 21	将来の岩手県の総人口推計	166
資料 22	汚水処理事業に関わる県内職員数の推移	170
資料 23	1 人あたりの汚水量の考え方	173
資料 24	着手地区、供用開始地区の状況	174
資料 25	市町村別普及率（2024 年度末）	180
資料 26	2024 年度末時点の下水道等施設の数	181
資料 27	ビジョン 2025 における整備量と未整備量	184
資料 28	下水道と集落排水の接続率	186
資料 29	接続率の推移	188
資料 30	発生汚泥量の状況	189
資料 31	発生汚泥の有効利用状況	190
資料 32	将来の発生汚泥量	192
資料 33	岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画	193

資料 34	広域化・共同化の取組事例	209
資料 35	2052 年度末における処理場の計画箇所数	210
資料 36	下水道経営の仕組み	211
資料 37	一般会計繰入金	214
資料 38	収益的収支及び資本的収支	217
資料 39	下水道使用料	218
資料 40	使用料単価	219
資料 41	汚水処理原価	221
資料 42	汚水処理原価と使用料単価の比較	223
資料 43	使用料回収率	224
資料 44	下水道の雨水対策	226
資料 45	雨水排水施設のしくみと特徴	227
資料 46	合流式の雨水排水施設	230
資料 47	雨水計画と雨水排水施設整備率	231
資料 48	パブリック・コメントの結果	232
資料 49	岩手県汚水適正処理推進会議	233
資料 50	いわて汚水処理ビジョン検討懇談会	237
資料 51	いわて汚水処理ビジョン検討懇談会議事録	239
資料 52	いわて汚水処理ビジョン検討懇談会からの意見	262
資料 53	いわて汚水処理ビジョン 2025 構想図	265

資料1 用語解説（あいうえお順記載）

用語	用語解説	記載ページ
ICT	コンピュータやインターネット、通信ネットワークなどを活用して、情報の収集・処理・共有を行う技術の総称で業務の効率化や高度化、サービス向上に広く活用されています。	57,62,64
アクションプラン	今後 10 年程度を目途に汚水処理の概成を目指した各種汚水処理施設の整備手法及び計画区域などを定めた整備計画をいいます。	6
アセットマネジメント	サービス水準を維持し、適正な施設管理、執行体制の確保、資金の確保（経営管理）の全般を管理することです。	56
いわて汚水処理ビジョン検討懇談会	学識経験者や専門家の 6 名の構成員で構成され、県構想に対して、中長期的な視点から検討・提言を頂くための検討懇談会です。	6
岩手県汚水適正処理推進会議	汚水処理施設の整備及び維持管理に関する施策を総合的かつ効率的に推進することを目的として、県庁関係課、広域振興局、市町村で構成しています。	6
岩手県公共施設等総合管理計画	長期的視点における公共施設等マネジメントの取組みを推進するための公共施設等管理に関する基本計画です。	4,5,61
岩手県人口ビジョン	本県における人口の現状を分析し、将来人口の展望を示すものです。	4,5,18
ウォーターPPP	上下水道分野に特化した官民連携手法で、施設の運転管理から更新・改築までを民間と一体的に実施する仕組みです。自治体の技術力低下や財政制約に対応し、持続的な水インフラ運営を目的としています。	46,47,50
雨水出水浸水想定区域	水防法で定める、想定最大規模降雨時の内水により浸水が想定される区域のことです。	80,82, 85,86
雨水排水施設整備率	雨水排水施設整備済み面積を雨水計画面積で割った値です。	78,79, 85,86
AI	人間の知的な判断や学習、認識などをコンピュータで実現する技術で画像認識や予測、業務支援などに活用され、効率化や高度化が期待されています。	62,64

用語	用語解説	記載ページ
汚水処理原価	汚水処理費用を有収水量（料金収入の対象水量）で割った値で、有収水量 1 mあたりの汚水処理費をいいます。	36~39, 40,41,48
汚水処理人口	下水道や集落排水施設が整備され、接続が可能な区域内の人口及び、浄化槽が整備された世帯の人口をいいます。普及人口、供用人口、整備人口も同義語として使用されます。	12
汚水処理人口普及率	下水道や集落排水施設を利用することができる人口に浄化槽を利用している人口を加えた人口を、県の総人口で割った値で、汚水処理施設の普及状況を表す指標です。	1,3,4 11~14, 20,23
外水・内水	河川の水を「外水」、堤防内の土地にある水を「内水」と呼びます。そして、河川そのものの水位が上昇して起こる水害のことを「外水氾濫」、市街地に降った雨を排除できずに起こる水害を「内水氾濫」と呼び、最近では局地的な豪雨が頻発し、内水氾濫による被害が増えています。	78
カーボンニュートラル	「カーボン」は「炭素」を、「ニュートラル」は「中立」を意味し、燃やしても大気中の二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）の増減に影響を与えないバイオマス燃料などがもつ性質をいいます。	25,32
官民連携	公共サービスや社会インフラの整備・運営を、行政と民間事業者が役割分担・協力して行う仕組みです。民間の資金力・技術力・ノウハウを活用し、効率化やサービス向上を図る手法をいいます。	5,17, 46~50, 62
気候変動	人為的な温室効果ガスの増加などにより、地球規模で気温や降水量、海面水位などが長期的に変化する現象をいいます。異常気象の頻発や自然災害の激甚化など、社会や環境に大きな影響を与えています。	9,71, 81~83, 85
GX（グリーン・トランスフォーメーション）	下水道事業における GX とは、下水道の運営で大量に消費される電力・エネルギーを削減し、温室効果ガス排出量の削減を目指すものです。	34

用語	用語解説	記載ページ
下水道広報プラットフォーム (GKP)	下水道内外の人が交流する場として、広報活動を展開する下水道界のプラットフォームとして機能し、下水道の価値や将来について考えていく全国的なネットワークの構築を目的としています。産学官及び国民の有志により2012年度に設立されました。	90,92
下水道BCP	「事業継続計画」を意味し、災害発生時のヒト、モノ、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。	69~72
総合地震対策	下水道施設の耐震化を図る「防災」、被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策計画です。	67
広域化・共同化計画	複数の自治体が連携して下水道事業を効率的に運営し、持続可能なインフラを確保するための取り組みです。	4,5,11, 43,44, 49,50
個別処理方式	家庭や事業所が点在する地域において、個々の発生源ごとに汚水を処理する方式（浄化槽）をいいます。	14,20
コミプラ	廃棄物処理法の「一般廃棄物処理計画」に従い、市町村が設置する小規模な下水処理施設のことです。下水道と同様に、地中に埋設された管路によって集められたトイレ排水と生活雑排水を合わせて処理する施設ですが、法律上の位置づけはし尿処理施設となります。	14,26,43
コンセッション	公共施設の「所有権」は行政が保有したまま、「運営権」を民間事業者に長期的に付与する官民連携手法です。民間の経営ノウハウを活用し、サービス向上と財政負担の軽減を図ることが期待されています。	46,47
湿潤重量 (wet weight)	試料に含まれる水分を含めた重さを指します。Wet-t/年は、年間で発生する汚泥量の湿潤重量を指します。	26
し尿処理施設	汲み取りのし尿や、集落排水施設及び浄化槽から発生する汚泥を処理する施設のことです。市町村あるいは複数市町村で構成される行政組合が設置しています。	11,14,26

用語	用語解説	記載ページ
集合処理方式	各戸の排水を排水管により処理施設に集めて一括処理する地域のことです。主に公共下水道事業や農業集落排水事業等により整備が行われています。	14,18, 20,21
重要な幹線等	重要な幹線等とは、都道府県が管理する流域下水道の幹線管路のほか、ポンプ場及び処理場に直結している幹線管路、緊急輸送路等に埋設されている管路、防災拠点や避難所または地域防災対策上必要と定めた施設等からの排水を受け持つ流末管路等が該当します。	67,75
使用料単価	使用料収入額を有収水量（料金収入の対象水量）で割った値で、有収水量 1 m <sup>3</sup> あたりの使用料収入をいいます。	36~41, 48
処理区域の見直し	人口が密なほど集合処理区域は効率的であり、疎らであれば非効率となってしまいます。汚水処理施設の整備を行う際には、今後の人口がどうなるかを見極め適宜整備手法の見直しを行います。	20
水洗化人口	トイレの水洗化が行われ、下水道等に接続し処理を行っている人口及び浄化槽で処理している人口のことです。	12,13
水洗化人口割合	水洗化人口を県の総人口で割った値です。	12
ストックマネジメント	汚水処理施設の役割を踏まえ、明確な目標を持って膨大な施設の状況を把握し、長期的な施設の状態を予測して、計画的かつ効率的に管理するための計画です。	43,56, 60,64
接続率	水洗化人口を汚水処理人口で割った値で、水洗化率も同義語として使用されています。	9,41,42
耐震化	地震が起きても施設が壊れない、または最低限の機能を確保できるよう、施設を改修することを指します。	46,67, 71~75
耐水化	大雨等で施設が浸水しない、または浸水しても機能が停止しないよう、施設を改修することを指します。	69,71, 73~75
DX（デジタルトランスフォーメーション）	デジタル技術を活用して、業務や、組織、プロセス、企業文化・風土を変革することです。汚水処理分野においては、デジタル技術を活用することによる行政手続き・サービスの変革、現場の安全性・効率性の向上、業務プロセス・働き方の変革及びそれらを支えるデータ活用環境の構築を指します。	57, 60~63

用語	用語解説	記載ページ
内水ハザードマップ	想定される内水による浸水被害や過去の被害実績などの浸水情報、及び避難場所、洪水予報や避難情報の伝達方法などの避難情報を記載したものです。	80,82
ハード対策、ソフト対策	構造物による被害を軽減する対策をハード対策、それらによらない対策をソフト対策といいます。	83~86
バイオマス	環境の中に還元でき、再生可能な生物に由来する資源のことです。	9,29
パブリックコメント	行政が政策等を決めていく過程で、原案を事前に公表して県民等から意見を募り、それを反映したうえで最終的な決定を行うことをいいます。	6
岩手県ふるさと振興総合戦略	ふるさとを振興し、人口減少に立ち向かうための取組方向や具体的な施策、数値目標を示すものです。	5
マンホールトイレ	災害時に下水道管路にあるマンホールの上に、簡易なトイレ設備を設け使用するものです。	73
メンテナビリティ	「維持管理のしやすさ」を意味する言葉で、点検・調査・修繕などの維持管理を容易に行えるよう、配置・構造に配慮することを指します。	63,64
リダンダンシー	「冗長性」、「余剰」を意味する言葉で、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め施設を多重化したり、予備の手段を用意したりするような性質を指します。	63,64
予防保全	施設・設備の寿命を予測し、異状や故障に至る前に対策を実施する管理方法をいいます。	9,51,63

## 資料2 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例

---

### 《 条文 》

岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例

(平成 10 年 3 月 30 日条例第 22 号)

改正 平成 11 年 12 月 17 日条例第 79 号

#### 目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 9 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

第 1 節 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針 (第 10 条)

第 2 節 環境基本計画等 (第 11 条・第 12 条)

第 3 章 環境の保全及び創造に関する施策等

第 1 節 環境の保全及び創造に関する施策 (第 13 条—第 25 条)

第 2 節 地球環境の保全の推進 (第 26 条)

附則

私たちの住む地球では、悠久の時を経て、多様性に富んだ生態系を持つ環境が作り上げられてきた。人間は、その環境の恵みを受けつつ、知恵を蓄え、技術を身に付け、文化を築いてきた。

近代になって、人間が利便性や快適性を求めて、急速に天然資源や化石エネルギーを消費するようになったことなどから、自然のバランスが崩れ、地球環境に変化の兆しがみられるまでになった。このまま推移した場合には、地球上の生命が維持できなくなることが危ぐされる。

ここ岩手の地では、緑豊かな奥羽山脈や北上高地、三陸の海などの大自然の恵みを受け、古来より風土に根ざした共生の文化が築かれてきた。しかし、ここにも人間の活動の拡大が、原生的自然の減少や廃棄物の増大など見過ごすことのできない環境問題をもたらしつつある。

環境の恵みは、水、大気、森林等によって構成されている環境が総体として良好に形成されることによって、それぞれの地域で享受されるものであり、環境を守るための地域地域における行動の積み重ねが地球環境の保全につながるものである。私たちは、正に人間が環境の中で生かされているものであり、その環境が人間のみならず、すべての生命の母体であることを深く認識し、環境の保全と創造に向かって、地域からの一步を力強く踏み出さなければならない。

環境と人間との関係が根源から問い直されている今、人知を結集し、環境の時代の新しい価値観と科学的知見を持ち、先見して、持続的な発展とゆとりのある生活をもたらすより良い環境を守り育て、将来の世代に継承していくことこそ、私たちの世代の最大の責務である。

ここに私たちは、魅力のある可能性の大地、この岩手で、恵み豊かな環境と共生する地域社会を共に築いていくことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県民、事業者、県及び市町村の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、県民が豊かな岩手の自然及び文化の中で生かされていることを認識し、恵み豊かな環境と共生する地域社会を構築することを旨として、すべての県民の参加、連携及び協力によって行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、資源としての廃棄物の徹底的な利用、エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会が形成されることにより、多様な自然に恵まれた安全で快適な環境が確保され、将来の世代も豊かな環境の恵みを楽しむように行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域における環境の保全に関する活動の集積により成し遂げられることにかんがみ、県民が地球的な見地から地域の環境を考え、及び行動することによって行われなければならない。

### (県民の責務)

第4条 県民は、その日常生活と環境とのかかわり合いを認識し、環境への負荷の少ない行動に自ら努めるものとする。

2 県民は、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動（以下「環境保全活動」という。）への積極的な参加に努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等による環境への負荷の少ない事業活動に自ら努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(県の責務)

第6条 県は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、広域的な見地から、市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策の総合調整に当たるものとする。

3 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たっては、必要に応じて、国及び他の都道府県と協力するものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、当該市町村の地域の特性に応じて、それぞれの立場において、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(相互連携等)

第8条 県民、事業者、県及び市町村は、相互に連携し、及び協力して環境の保全及び創造に努めるものとする。

(年次報告書)

第9条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにするため報告書を作成し、及びこれを公表しなければならない。この場合においては、当該施策に関する目標の達成の状況を可能な限り明らかにすることに努めるものとする。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

### 第1節 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(環境の保全及び創造に関する施策の基本方針)

第10条 県は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の体系的な保全及び創造を図るとともに、野生動植物の保護、地域に固有の生態系の確保その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (2) 資源の採取から廃棄に至る各段階における廃棄物の発生の抑制、資源としての再利用及び再生利用並びに適正な処分を図るとともに、資源及びエネルギーの効率的な利用、新エネルギーの利用等を促進すること。

- (3) 公害の防止及び有害な化学物質等による大気、水、土壌等の汚染の防止を図り、安全な環境を確保すること。
- (4) 水と緑に親しむことのできる生活空間及び優れた景観の保全及び創造、公共の場所等の美観の保持並びに周囲の自然と調和した歴史的文化的環境の保全に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を確保すること。
- (5) 水系等により環境に関して密接なつながりを有する地域は、一体的にその環境をとらえるとともに、当該地域の住民の積極的な参加、連携及び協力による環境の保全及び創造を推進すること。

## 第2節 環境基本計画等

### (環境基本計画)

第11条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、岩手県環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### (環境の水準)

第12条 県は、県民、事業者及び市町村の理解及び協力の下に、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進し、環境について高い水準を確保するよう努めるものとする。

## 第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

### 第1節 環境の保全及び創造に関する施策

#### (県民参加及び情報提供)

第13条 県は、環境基本計画並びに環境の保全及び創造に関する施策の策定への県民の参加について必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境の保全及び創造に資するため、環境の保全及び創造に関する情報の県民への提供について必要な措置を講ずるものとする。

#### (環境に配慮した施策の策定等)

第 14 条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境に配慮した事業等の誘導)

第 15 条 県は、事業者による土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業（以下「事業等」という。）が環境の保全に配慮して行われるよう誘導に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第 16 条 県は、事業等を行う事業者が、その事業等の実施に当たりあらかじめその事業等に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業等に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第 17 条 県は、公害の防止を図るため、その原因となる行為に関し、規制その他の必要な措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関し、規制その他の必要な措置を講じなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、県は、環境の保全を図るため、規制その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成等の措置)

第 18 条 県は、県民又は事業者による環境の保全について配慮した施設の整備等を促進するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境美化に関する意識の向上)

第 19 条 県は、公共の場所等の美観を損なう行為を防止するため、県民の環境美化に関する意識の向上を図るよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第 20 条 県は、青少年をはじめ広く県民及び事業者が環境と人とのかかわり合いについての理解を深めることができるよう、環境に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第 21 条 県は、県民、事業者又はこれらの者が組織する民間団体が自発的に行う環境保全活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(人材等の育成)

第22条 県は、環境の保全及び創造に資する専門的知識を有する人材並びに環境保全活動の指導者の育成について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第23条 県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備を行うものとする。

(科学技術の振興)

第24条 県は、国の試験研究機関、大学、民間等との協力の下に、環境に関する科学技術の研究開発の総合的な推進及びその成果の普及について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化的環境の保全)

第25条 県は、歴史にはぐくまれた文化的環境の保全について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2節 地球環境の保全の推進

(地球環境の保全の推進)

第26条 県は、地球環境の保全に関する施策を推進するものとする。

2 県は、国、国際機関等と連携し、海外の地方公共団体その他の団体等との間で環境の保全に関する技術の相互協力を行う等地球環境の保全に関する国際協力に努めるものとする。

### 附 則

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 岩手県公害防止条例（昭和46年岩手県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「他の法令に特別の定めがある場合を除くほか」を「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成10年岩手県条例第22号）第3条に定める基本理念にのっとり」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 公害 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第2条第3項に規定する公害をいう。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第9条及び第10条を次のように改める。

第9条及び第10条 削除

第11条の見出しを「(公害の状況の公表)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条と

する。

第12条を次のように改める。

#### 第12条 削除

第14条を次のように改める。

#### 第14条 削除

### 3 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「自然環境の保全の基本理念その他」を「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成10年岩手県条例第22号）第3条に定める基本理念にのっとり」に改める。

第2条を次のように改める。

#### 第2条 削除

第4条を次のように改める。

（県等の責務）

第4条 県、市町村、事業者及び県民は、自然環境の適正な保全が図られるよう、それぞれの立場において努めなければならない。

第6条から第10条までを次のように改める。

#### 第6条から第10条まで 削除

附 則（平成11年12月17日条例第79号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

### 資料3 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

～流域における健全な水環境の確保を目指して～

岩手県では、流域における県民、事業者、県、市町村等の各主体が協働・連携しながら、本県の豊かな水と緑を次の世代に引き継いでいくことを目指して、平成15年10月に「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しました。

本条例では、流域ごとに「流域基本計画」を定めることとし、森林に関する施策、河川等に関する施策、海岸等に関する施策を講ずることとしています。

本条例に基づき、毎年7月7日から8月7日の期間を「ふるさとの森と川と海の月間」と定め、イベントなどの普及啓発事業を実施しています。

《 条文 》

#### 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 (平成15年10月9日条例第64号)

(目的)

第1条 この条例は、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成10年岩手県条例第22号）第3条に定める基本理念にのっとり、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境保全上健全な水循環の確保に寄与し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とする。

岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第3条に定める基本理念

1. 環境保全創造は、全ての県民の参加、連携、協力によって行わなければならない
2. 資源としての廃棄物の徹底的利用、循環型社会の形成により将来世代も享受できる
3. 県民が地球の見地から地域環境を考え行動すること

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさとの森と川と海の保全及び創造 森林、河川等及び海岸等における多様な自然環境を人の活動と調和を図りながら体系的に保全するとともに、健全な生態系等を維持し、及び回復させ、並びに県民と自然とが共生できる環境をつくり出すことをいう。
- (2) 河川等 河川、湖沼、ため池及び農業用排水路並びにこれらに類するものをいう。
- (3) 海岸等 海岸及び沿岸海域をいう。

(県の責務)

第3条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、その日常生活において、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努めるとともに、県が実施するふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努めるとともに、県が実施するふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(相互協力)

第6条 県民、事業者及び民間の団体（以下「県民等」という。）並びに県及び市町村は、相互に連携し、及び協力してふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努めるものとする。

(流域基本計画)

第7条 知事は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図るための施策を総合的かつ計画的に推進するため、流域ごとにふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「流域基本計画」という。）を定めなければならない。

2 流域基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関し、流域の特性に応じた総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、流域ごとのふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、流域基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民等並びに関係する市町村及び国の機関等の意見を聴かなければならない。

4 知事は、流域基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、流域基本計画の変更について準用する。

(森林に関する施策)

第8条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、森林が有する多面的な機能が発揮されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容とする森林に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 県民等の参加による森林の整備及び保全
- (2) 豊かな自然環境の再生に向けた森林の整備
- (3) 多様で健全な森林の整備及び保全
- (4) 森林資源の循環的な利用

(河川等に関する施策)

第9条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、河川等が有する多面的な機能が発揮されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容とする河川等に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 県民等の参加による河川等の整備及び保全
- (2) 自然環境と調和した河川等の整備及び保全
- (3) 人と水とが触れ合うことができる河川等の整備及び保全

(海岸等に関する施策)

第10条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、海岸等が有する多面的な機能が発揮されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容とする海岸等に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 県民等の参加による海岸等の整備及び保全
- (2) 自然環境と調和した海岸の整備及び保全
- (3) 沿岸海域における水質の保全並びに干潟及び藻場の保全

(施策の実施に当たっての配慮)

第11条 県は、前3条の施策の実施に当たっては、動植物の生息地又は生育地の確保その他の自然環境の保全に配慮するものとする。

(水質汚濁の未然防止に関する施策)

第12条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、良好な水質が保全されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容として、水質汚濁を未然に防止するための施策を講ずるものとする。

- (1) 閉鎖性の高い水域における富栄養化の防止
- (2) 流域の特性に応じた水質汚濁の原因となる物質の排出の抑制
- (3) 水質汚濁を未然に防止するための調査研究

(環境教育の推進)

第13条 県は、県民及び事業者がふるさとの森と川と海の保全及び創造についての理解を深めることができるよう、環境に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第14条 県は、県民等が自発的に行うふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する活動を促進するため、河川の上流地域及び下流地域の住民相互の交流及び連携の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(ふるさとの森と川と海の月間)

第15条 県は、県民の間に広くふるさとの森と川と海の保全及び創造についての関心と理解を深

めるとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する活動への積極的な参加を促進するため、ふるさとの森と川と海の月間を設ける。

2 前項のふるさとの森と川と海の月間は、知事が別に定める。

(施策の推進体制)

第16条 県は、流域ごとに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を、県民等並びに関係する市町村及び国の機関と連携して整備するものとする。

(調査研究)

第17条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(施策の評価)

第18条 知事は、流域ごとのふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策の推進状況を的確に把握し、その施策が、流域を一体とした観点から、環境保全上健全な水循環の確保に寄与しているかを評価し、及びその結果を公表するものとする。

(市町村に対する支援)

第19条 県は、市町村がふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、必要に応じ、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国への要請等)

第21条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請し、及び他の地方公共団体に協力を求めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料4 いわたの水を守り育てる条例

---

### 《 条文 》

#### いわたの水を守り育てる条例

(平成 20 年 12 月 12 日条例第 73 号)

水は、全ての生物にとって必要不可欠なものであるとともに、有限で代替するものがない貴重な資源です。また、水は、経済社会の健全な発展や私たちの生活の安定向上の基盤であることから、価値ある共有の財産として有効に利用されなければなりません。

しかしながら、近年、世界人口の増加、経済の発展、気候変動等によって、世界の一部地域において水は量的に不足し、質的にも汚染、汚濁などの問題が懸念されており、また、わが国でも平均気温の上昇、降水量の減少などによって渇水などの被害が発生しています。豊富な水資源を有する本県においても、水は上流の水源から海に至るまで汚染、汚濁などの危険にさらされるとともに、気候変動により、将来、水の安定した利用が損なわれることが憂慮される状況となっています。

これまで、私たち県民は、四季を通じてもたらされる水の豊かな恵みを活用して生活を営むとともに、過去に産業活動によって汚染された北上川を清流に戻す取組を行うなど、先人の知恵と努力によりいわたの水を守り育ててきました。また、水を活用する中で生み出された文化と伝統は、各地域と水との深い関わりの中で生まれ、継承されてきました。

私たちは、この北上川清流化をはじめとする先人の取組の歴史、そして水に関わる文化や伝統を誇りにし、いわたの良質な水の価値を再認識するとともに、水を限りある資源として守らなければなりません。

ここに私たちは、地域の水文化を将来の世代に引き継ぎ、全ての生物が持続的に共存できる良好な水環境と豊富な水資源を守り育てるため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、本県の水を守り育てるための取組について、県、市町村、事業者および県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、水を大切にす  
る気運の醸成を図り、もって水環境の保全および水資源の確保に寄与することを目的とします。

#### (用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるとおりと  
します。

- (1) 水環境 河川や湖沼などにおける水質、水量、水生生物、水辺地などの水に関する環境の総体をいいます。

- (2) 雑用水 雨水ならびに事業所および家庭からの排水等を原水として、人の飲用その他これに類する用途以外に利用する水をいいます。
- (3) 水文化 水に関わる祭事、行事、伝統施設、工法、伝統工芸、生活様式などの有形または無形の文化および伝統をいいます。
- (4) 水辺景観 川辺、湖畔、海岸などの水際の地形または空間が生み出す外観をいいます。
- (5) 水環境への負荷 人の活動によって水環境に加えられる影響であって、水環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

#### (基本理念)

第3条 本県の水を守り育てるための取組は、県、市町村、事業者および県民が相互に連携、協力し信頼関係を築きながら、次に掲げる事項を基本理念として進めます。

- (1) いわたの良質な水は、良好な水環境を保持し、多様な生物の生息空間と生態系を保全することによってもたらされるものであり、人と自然が共生する潤いとやすらぎに満ちた県民生活を維持するうえで欠くことができないため、水環境の保全を図ること。
- (2) 限りある水資源は、本県の地域産業、地域社会の持続的な発展や県民生活の向上にとって重要なものであるため、水資源を確保し、有効に利用すること。
- (3) 県民の共有財産である水資源は、次代を担う子供たちに引き継がれる必要があるため、次世代を中心として県民の水と親しむ機会を拡充することによって、水を大切にすることを育むこと。
- (4) 世界に誇れるいわたの水の価値は、各地域における水文化を保存および継承する活動によって高められてきたものであるため、その価値を再認識し、水文化を引き継いでいくこと。

#### (県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、いわたの水を守り育てるため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) 水環境の保全および水資源の確保に関する施策
- (2) 効率的で持続的な水の利用を推進する施策
- (3) 雑用水の利用その他水の再利用（以下「水の有効利用」といいます。）を推進する施策
- (4) 水の価値を再認識するための施策

2 県は、第6条第2項および第7条第2項から第4項までに規定する取組に対し、指導、助言その他の必要な支援を行うものとします。

#### (市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、その市町村の地域の特性に応じて、それぞれの立場において、水を守り育てるための施策を実施するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、いわての良質な水の安定した利用が損なわれることがないように、その事業活動において、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとします。

- (1) 水環境への負荷を少なくするための対策
- (2) 節水型の機器または設備の活用
- (3) 水の有効利用

2 事業者は、その事業活動が水環境に及ぼす影響について必要な情報を地域住民に提供するとともに、地域住民から要望があった場合には、説明および意見交換を行うことにより、その理解を得るよう努めるものとします。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、いわての良質な水の安定した利用が損なわれることがないように、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとします。

- (1) 洗剤、農薬、肥料などの水環境に配慮した適正な使用
- (2) 日常生活における節水および水の有効利用

2 県民は、水を大切にすることを育むため、日常生活において水の価値について相互に教え、および学ぶとともに、水と親しむ機会を持ち、水環境の保全に関する活動を行うよう努めるものとします。

3 県民は、地域に生まれた水文化が持つ高い価値を改めて認識し、その水文化を保存および継承していくよう努めるものとします。

4 県民は、森林および水田の持つ水源のかん養、水環境の保全などの役割に関する理解を深め、水源地域が維持されるよう努めるものとします。

(水環境の保全および水資源の確保に関する事業)

第8条 県は、水環境の保全および水資源の確保を図るため、次に掲げる事項を基本的な内容とする事業を推進するものとします。

- (1) 河川などの生態系の維持および多様な生物が生息できる親水空間の創造
- (2) 森林および水田が持つ水源かん養機能の維持および増進
- (3) 都市部の道路または公園における雨水の浸透面の保全および浸透能力の向上

(効率的で持続的な水の利用に関する事業)

第9条 県は、効率的で持続的な水の利用を図るため、次に掲げる事項を基本的な内容とする事業を推進するものとします。

- (1) 生活用水、農業用水、工業用水その他の用水の合理的または効率的な利用
- (2) 地下水および河川水の適切な利用
- (3) 家庭または事業所における節水型の機器または設備の導入促進

(水の有効利用に関する事業)

第10条 県は、水の有効利用を図るため、次に掲げる事項を基本的な内容とする事業を推進するものとします。

- (1) 公共施設における雑用水の利用を図る設備の導入促進
- (2) 公共施設および民間施設における雨水貯留設備の導入促進
- (3) 雑用水の利用を図る設備に関する情報発信および技術の普及
- (4) 温泉水、雪および氷の特性を生かした地域の取組の奨励
- (5) 水の有効利用に関する技術開発および調査研究の推進

(水の価値の再認識のための事業)

第11条 県は、水の価値に関する県民の認識を深め、水を守り育てる意識の高揚を図るため、次に掲げる事項を基本的な内容とする事業を推進するものとします。

- (1) 生態系の調査および保護に関する情報の発信
- (2) 学校および家庭における水の大切さに関する環境学習の奨励
- (3) 県民および事業者が実施する水環境の保全および水資源の確保に関する活動ならびに水の有効利用に関する顕彰
- (4) いわての水の価値、水文化および水質保全活動の歴史に関する情報の発信
- (5) 水辺景観の保全に関する情報の発信

(事業者の自主的な情報提供の促進)

第12条 県は、第6条第2項の規定に基づく情報の提供が促進されるよう、広報、啓発活動その他必要な措置を講じるものとします。

(市町村への支援)

第13条 県は、第5条の規定に基づいて市町村が行う施策について、必要な支援を行うものとします。

(財政上の措置)

第14条 県は、第8条から第11条までに掲げる事業を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(実施状況の公表)

第15条 知事は、第4条第1項に掲げる施策の実施状況を公表し、広く県民の意見を聴くものとします。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行します。

## 資料5 循環型地域社会の形成に関する条例

---

### 《 条文 》

#### 循環型地域社会の形成に関する条例

(平成 14 年 12 月 16 日条例第 73 号)

#### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条の 3）
- 第 2 章 産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則（第 7 条—第 9 条）
- 第 2 章の 2 産業廃棄物の減量等に関する計画（第 9 条の 2）
- 第 3 章 再生利用の促進（第 10 条—第 12 条）
- 第 4 章 優良な産業廃棄物処理業者の育成（第 13 条—第 18 条）
- 第 5 章 許可の取消し等の基準（第 19 条）
- 第 6 章 廃棄物等の適正処理の促進（第 20 条—第 21 条）
- 第 7 章 原状回復の確保等（第 22 条—第 23 条）
- 第 8 章 適正な廃棄物処理施設等の設置等（第 24 条—第 30 条）
- 第 9 章 雑則（第 31 条—第 33 条）
- 第 10 章 罰則（第 34 条—第 36 条）
- 附則

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 10 年岩手県条例第 22 号）第 3 条に定める基本理念にのっとり、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、循環型地域社会の形成のための施策を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 循環型地域社会 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第 3 条第 2 項の資源としての廃棄物の徹底的な利用、エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会をいう。
- (2) 廃棄物等 次に掲げる物をいう。
  - ア 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 1 項の廃棄物をいう。）

- イ 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）、農畜産物及び林産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（アに掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）
- (3) 循環資源 廃棄物等のうち有用なものをいう。
  - (4) 循環的な利用 循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)第 2 条第 4 項の循環的な利用をいう。
  - (5) 産業廃棄物 廃棄物処理法第 2 条第 4 項の産業廃棄物をいう。
  - (6) 再生資源 循環資源であって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。
  - (7) 産業廃棄物処理業 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分業として行うものをいう。
  - (8) 廃棄物処理施設等 廃棄物処理法第 8 条第 1 項の一般廃棄物処理施設(以下「一般廃棄物処理施設」という。)、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の産業廃棄物処理施設(以下「産業廃棄物処理施設」という。)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)第 2 条第 13 項に規定する解体業又は同条第 14 項に規定する破砕業の用に供する施設(以下「自動車リサイクル施設」という。)その他規則で定める施設をいう。

#### (県の責務)

- 第 3 条 県は、市町村並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項の一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）、事業者並びに県民による廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、自ら率先して廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に努めるものとする。

#### (市町村等の役割)

- 第 4 条 市町村等は、当該市町村等の特性に応じて、それぞれの立場において、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

#### (事業者の責務)

- 第 5 条 事業者は、その事業活動に伴い生ずる廃棄物について、性状、数量等を把握し、原材料、製造工程等の見直しを図ること、当該廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程を適切に管理すること、当該廃棄物の処理を他人に委託する場合には、当該廃棄物の処理に関し適正な対価を負担するとともに、格付け事業者（産業廃棄物処理業を行う者（以下「産業廃棄物処理業者」という。）であって、第 14 条第 1 項第 1 号の格付けを取得したものをいう。）の積極的な活用を図ること等により、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に関して県が実施する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に努めなければならない。

- 2 県民は、自ら地域の生活環境を保全するため、廃棄物等について不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、遅滞なく、その旨を県又は関係機関に通報するよう努めなければならない。
- 3 県民は、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に関して県が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条の2 土地（盛岡市の区域にある土地を除く。この項及び次項において同じ。）を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、他人に土地を使用させるときは、廃棄物等の不適正な処理が行われないよう努めなければならない。

- 2 土地所有者等（第23条第1項第3号に該当する者を除く。次項において同じ。）は、その所有し、占有し、又は管理する土地において廃棄物等の不適正な処理が行われたことを知ったときは、遅滞なく、その旨を県又は関係機関に通報しなければならない。
- 3 土地所有者等は、前項に規定する場合は、廃棄物等の不適正な処理を行った者に対し当該不適正な処理をやめるよう求めることその他その土地及び地域に係る生活環境を保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 土地所有者等は、廃棄物の不適正な処理の防止に関して県が実施する施策に協力しなければならない。

(通報に基づく調査等の義務)

第6条の3 知事は、第6条第2項又は前条第2項の規定による通報（次項において「通報」という。）を受けたときは、速やかに、調査その他の必要な措置（次項において「調査等措置」という。）を講じなければならない。

- 2 知事は、通報をした者から当該通報に係る調査等措置の状況について照会を受けたときは、当該通報をした者に対し、当該調査等措置の状況を回答しなければならない。ただし、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条第1項各号に掲げる情報については、この限りでない。

## 第2章 産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則

### （産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則）

- 第7条 事業者は、その事業活動に伴って県内で生じた産業廃棄物の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理に当たっては、循環型地域社会の形成を図るため、当該産業廃棄物の性状等に応じ、県内又は規則で定める圏域において適正に処理するよう努めなければならない。
- 2 県は、前項の処理が円滑に行われるよう、県外において生じた産業廃棄物の秩序ある県内への搬入、産業廃棄物を処理する施設の整備並びに産業廃棄物の処理に関する技術に関する研究開発の推進及びその普及について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### （県外産業廃棄物の搬入事前協議義務）

- 第8条 その事業活動に伴い県外において産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者（発生から埋立処分又は再生が終了するまでの一連の処理の行程の途中における産業廃棄物の処分（以下「中間処理」という。）を行う者をいう。以下同じ。）を含む。）は、当該産業廃棄物の処理（収集又は運搬を除く。）を県内で行うため搬入しようとする場合は、別に条例で定めるところにより知事に協議しなければならない。

### （産業廃棄物の県外搬出）

- 第9条 県内の事業活動に伴って生じた産業廃棄物の処理（収集又は運搬を除く。）を県外で行うために搬出しようとする事業者（中間処理業者を含む。）は、当該産業廃棄物について、性状、数量等を把握するとともに、適正に処理するよう努めなければならない。

## 第2章の2 産業廃棄物の減量等に関する計画

### （準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画）

- 第9条の2 その事業活動に伴って生じた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物（廃棄物処理法第2条第5項の特別管理産業廃棄物をいう。第20条の3第1項第2号において同じ。）を除く。以下この項及び第22条の2において同じ。）の前年度の発生量が500トン以上である事業場を設置している事業者（廃棄物処理法第12条第7項の多量排出事業者を除く。次項において「準多量排出事業者」という。）は、規則で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、知事に提出しなければならない。
- 2 準多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。
- 3 知事は、第1項の計画及び前項の実施の状況について、規則で定めるところにより、公表するものとする。

### 第3章 再生利用の促進

#### (再生資源利用認定製品)

第10条 知事は、再生資源を利用した製品で規則で定める基準に適合すると認められるものを、岩手県再生資源利用認定製品（以下「認定製品」という。）として認定することができる。この場合において、知事は、再生資源を利用した製品の製造又は流通、環境の保全その他再生資源を利用した製品の使用の促進に係る学識経験を有する者及び関係団体に所属する者の意見を聴くものとする。

2 再生資源を利用した製品を製造し、又は製造しようとする者であつて前項の認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他規則で定める書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 製品を製造し、又は製造しようとする事業所の所在地
- (3) 製品の原材料となる再生資源等の状況
- (4) 製品の特質
- (5) その他規則で定める事項

3 第1項の規定に基づく認定の有効期間は、認定の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 前項の有効期間の満了後引き続き第1項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認定の更新を受けなければならない。

5 前項の認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6 県は、その事務を処理し、又は事業を実施するに当たり、物品（工事で使用する資材を含む。）を購入し、又は使用する場合において、他の製品と同等の品質であると認められる認定製品があるときは、当該認定製品を優先的に購入し、又は使用するよう努めるものとする。

7 県は、規則で定めるところにより、毎会計年度の終了後、当該会計年度における認定製品の購入及び使用の状況を公表するものとする。

8 県は、県の行う工事において認定製品を使用する場合には、規則で定めるところにより、当該工事現場の見やすい場所に、当該認定製品の品目、使用量その他規則で定める事項を掲示するものとする。

9 県は、認定製品の使用が促進されるよう、県民、事業者及び市町村等に対し、その周知に努めるとともに、市町村等に対し、必要に応じ、認定製品の使用の促進のための技術的助言を行うものとする。

#### (認定製品の表示)

第11条 前条第1項の認定を受けた者は、規則で定めるところにより、再生資源を利用した製品に当該認定製品であることを表示することができる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、認定製品以外の製品については、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第12条 知事は、認定製品が第10条第1項の基準に適合しなくなったと認めるときその他規則で定める事由に該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

#### 第4章 優良な産業廃棄物処理業者の育成

(産業廃棄物処理業者育成センター)

第13条 知事は、県内の産業廃棄物処理業の経営の健全化を図ることを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人であって、次条第1項の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、県内を通じて1個に限り、産業廃棄物処理業者育成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定に基づく指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第14条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物処理業者の格付けに関すること。
- (2) 産業廃棄物処理業者の事故時の対応等に係る保証金に関すること。
- (3) 前2号の業務に附帯する業務

- 2 センターは、前項各号に掲げる業務を行うときは、当該業務の開始前に、規則で定めるところにより、当該業務の実施に必要な規程を定め、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業計画等)

第15条 センターは、毎事業年度、規則で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 センターは、規則で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、知事に提出しなければならない。

(措置命令)

第16条 知事は、センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、センターに対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第17条 知事は、第14条第1項各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度に

において、センターに対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、当該業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定に基づき立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し)

第18条 知事は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第13条第1項の規定に基づく指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

- (1) 第14条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- (2) 指定に関し不正の行為があったとき。
- (3) この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

- 2 知事は、前項の規定に基づき指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

## 第5章 許可の取消し等の基準

(許可の取消し等の基準)

第19条 知事は、廃棄物処理法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項又は第15条の2の5第1項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が廃棄物処理法又はこの条例若しくはこの条例に相当するものとして規則で定める盛岡市の条例（第4項において「盛岡市条例」という。）若しくは県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号。第4項において「県外搬入事前協議条例」という。）に違反したときは、規則で定める基準に従い、当該違反行為の内容に応じた点数を記録するとともに、当該許可業者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 知事は、前項の許可業者の違反行為に応じた点数が規則で定める点数（以下「基準点数」という。）に達し、又は基準点数を超えたときは、規則で定めるところにより、廃棄物処理法第9条の2第1項、第14条の3（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第15条の2の6の規定に基づき期間を定めて、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止を命じ、若しくはその事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は廃棄物処理法第9条の2の2第1項若しくは第2項、第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第15条の3の規定に基づき当該許可を取り消すものとする。
- 3 前項の場合においては、第1項の違反行為が行われたことが明らかになった日から起算して過去1年以内の違反行為（廃棄物処理法第9条の2第1項、第14条の3若しくは第15条の2の6の規定に基づき一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止若しくは事

業の全部若しくは一部の停止又は廃棄物処理法第9条の2の2第1項若しくは第2項、第14条の3の2若しくは第15条の3の規定に基づく許可の取消しの処分の際に点数を加算されたものを除く。)に係る点数を加算するものとする。

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、知事が廃棄物処理法に基づく許可又はその取消しを行うに当たっては、廃棄物処理法第7条第5項第4号トに該当する者とする。
- (1) 過去において繰り返し廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第41条第2項の規定により許可の取消処分を受けた者(廃棄物処理法第7条第5項第4号ニに該当する者を除く。)
  - (2) 第20条第7項、第20条の3第1項若しくは第23条第3項の規定又はこれらの規定に相当するものとして規則で定める盛岡市条例の規定による命令に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - (3) 廃棄物処理法、浄化槽法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の6各号に掲げる法令(以下「廃棄物処理法等」と総称する。)の規定、廃棄物処理法等、この条例若しくは盛岡市条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕若しくは勾留されている者
  - (4) 廃棄物処理法等、この条例若しくは盛岡市条例若しくは県外搬入事前協議条例の規定又は廃棄物処理法等若しくはこの条例若しくは盛岡市条例に基づく処分に係る違反を繰り返すことにより、行政庁による処分等(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第2号に規定する処分及び同条第6号に規定する行政指導をいう。次号において同じ。)を繰り返し受けた者であって、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの(第1号及び廃棄物処理法第7条第5項第4号ニに該当する者を除く。)
  - (5) 廃棄物処理に係る業務を遂行するに際し、繰り返し法令(廃棄物処理法等を除く。)若しくは条例(この条例及び盛岡市条例並びに県外搬入事前協議条例を除く。)の規定に違反して罰金以下の刑に処せられた者又は行政庁による処分等を繰り返し受けた者であって、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの
  - (6) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号及び次号において同じ。)に対し、同法第9条各号に掲げる行為を行うことを要求し、依頼し、又は唆す等暴力団員を利用している者
  - (7) 暴力団員に対して自発的に資金を提供し、又は便宜を供与する者その他直接的又は積極的に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - (8) 前各号に定めるもののほか、産業廃棄物の不適正な処理の状況を勘案し、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められる者として規則で定めるもの

## 第6章 廃棄物等の適正処理の促進

### (廃棄物等の適正保管等)

第20条 法令又は他の条例で定める場合を除くほか、廃棄物等の保管、埋設、散布、加工その他規則で定める行為（以下「保管等」という。）を行う者は、当該廃棄物等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭を発散しないように必要な措置を講ずる等生活環境の保全上の支障が生じないよう適正に保管等を行わなければならない。

- 2 法令又は他の条例で定める場合を除くほか、知事は、生活環境の保全上必要があると認めるときは、必要な限度において、廃棄物等の保管等若しくは放置をしている者に対し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該廃棄物等の保管等若しくは放置をしている場所に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物等を無償で収去させることができる。
- 3 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 5 法令又は他の条例で定める場合を除くほか、廃棄物等の保管等又は放置をしている場所及びその周辺から規則で定める基準以上の規則で定める物質が検出され、かつ、当該廃棄物等に起因する蓋然性が高いと認められる場合その他生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあると認められるときは、知事は、当該廃棄物等の保管等又は放置をしている者に対し、水質調査、土壌調査その他掘削等の方法による必要な調査を行うべきことを命ずることができる。
- 6 前項の調査を行った者は、速やかにその結果を知事に報告しなければならない。
- 7 第2項の立入検査又は第5項の調査の結果、生活環境の保全上の支障があると認められるときは、知事は、当該立入検査又は調査に係る廃棄物等の保管等又は放置をした者に対し、期限を定めて、当該廃棄物等の保管方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

### (屋外に産業廃棄物を保管する場合の記録義務等)

第20条の2 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（産業廃棄物処理業者その他規則で定める者を除く。）は、屋外において産業廃棄物（規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保管する場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該保管しようとする土地における産業廃棄物の最大保管量の見込みを把握し、これを記録しておかなければならない。

- 2 前項に規定する最大保管量の見込みが規則で定める量以上である事業者は、規則で定めるところにより、帳簿を備え、当該屋外に保管する産業廃棄物に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

### (搬入一時停止命令)

第20条の3 法令又は他の条例の規定により廃棄物等の搬入の停止を命ずることができる場合

を除くほか、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、廃棄物等の保管等又は放置をしている者への命令その他当該廃棄物等の適正な処理を確保するための措置を講ずべきかどうかを判断するために、廃棄物処理法又はこの条例に基づく報告の徴収、立入検査又は調査を行う必要があると認めるときは、知事は、これらの結果が明らかとなるのに要する期間の範囲内で、廃棄物等を搬入しようとする者又は当該廃棄物等の保管等若しくは放置をしている者に対し、当該廃棄物等の保管等又は放置がされている場所への廃棄物等の搬入の停止を命ずることができる。

(1) 第20条第5項に規定する場合

(2) 産業廃棄物であることの疑いのある物の保管等又は放置がされ、当該物が産業廃棄物であるとすれば、廃棄物処理法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、廃棄物処理法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しないと認められる場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、廃棄物等の保管等又は放置がされている場所への廃棄物等の搬入が継続されることにより、廃棄物等の適正な処理の確保が困難となると認められる場合

2 前項の規定により搬入の停止を命ずることができる期間は、30日を超えることができない。ただし、同項の規定による命令を受けた者が次の各号のいずれかに該当することその他同項の規定による命令を受けた者の責めに帰すべき事由により、当該期間内に同項に規定する報告の徴収、立入検査又は調査の結果が明らかとならなかったときは、知事は、当該期間を延長することができる。

(1) 廃棄物処理法第18条第1項又はこの条例第20条第2項若しくは第6項若しくは第31条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたこと。

(2) 廃棄物処理法第19条第1項又はこの条例第20条第2項若しくは第31条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したこと。

(3) 第20条第5項の規定による調査を行わず、又は虚偽の調査を行ったこと。

3 知事は、第1項の規定に基づき搬入の停止を命じた期間（前項の規定により当該期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）内であっても、第1項に規定する報告の徴収、立入検査又は調査の結果、廃棄物等の保管等又は放置について、その適正な処理を確保する上で支障がないと認められるときは、直ちに、当該命令を取り消さなければならない。

(建設資材廃棄物の適正処理)

第21条 発注者は、その注文する建設工事について、当該工事により生ずる建設資材廃棄物（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第2条第2項の建設資材廃棄物をいう。以下同じ。）の処理に要する費用を適正に負担するよう努めなければならない。

2 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事（以下「対象建設工事」という。）を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、当該工事により生ずる建設資材廃棄物の再生、処分等の完了予定年月日その他規則で定める事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

- 3 対象建設工事の発注者は、当該工事により生ずる建設資材廃棄物の処理の状況について、その確認に努めなければならない。
- 4 対象建設工事の受注者又は建設リサイクル法第9条第1項の自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、当該工事により生ずる建設資材廃棄物の処理方法等（分別解体を除く。）について、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の7日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 知事は、第4項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る事項が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から7日以内に限り、その届出をした者に対し届出に係る事項の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 7 国の機関、地方公共団体又は国の機関若しくは地方公共団体が発注しようとする対象建設工事の受注者は、第4項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。

## 第7章 原状回復の確保等

### (排出事業者等の責務等)

第22条 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（当該産業廃棄物が産業廃棄物処理法第12条第3項の中間処理産業廃棄物である場合にあっては、当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とする。以下「排出事業者等」という。）は、産業廃棄物の運搬又は処分（再生を含む。以下この条において同じ。）を委託しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることの確認（次項において「適正処理能力確認」という。）を行い、その結果を記録しなければならない。

- 2 前項の排出事業者等は、その産業廃棄物の処分を同項の受託者に1年以上にわたり継続して委託したときは、1年に1回以上、適正処理能力確認を行い、その結果を記録しなければならない。
- 3 第1項の排出事業者等は、その産業廃棄物の処分を委託したときは、当該産業廃棄物の処分の状況を1年に1回以上実地に確認し、その結果を記録しなければならない。
- 4 第1項の排出事業者等は、当該委託した産業廃棄物について不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、適正に処理されるための措置を講ずるとともに、知事に対し、その不適正な処理の状況及び講じた措置の内容を報告しなければならない。

### (産業廃棄物管理責任者の設置)

第22条の2 建設業、製造業その他産業廃棄物の発生の状況を勘案して規則で定める事業を営む事業者であって産業廃棄物を生ずる事業場（規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を有するものは、当該事業場ごとに、産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。た

だし、当該事業者が自ら産業廃棄物管理責任者となって管理する事業場については、この限りでない。

- 2 産業廃棄物管理責任者は、産業廃棄物の発生抑制、適正な処理その他規則で定める事項について、必要な注意を行うとともに、事業場において産業廃棄物の発生及び処理に関する業務に従事する者を監督しなければならない。

(不適正処理関与者の責務等)

第 23 条 次に掲げる者は、処理に関与した産業廃棄物について不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、第 1 号又は第 2 号に掲げる者にあつては当該産業廃棄物の処理を委託した排出事業者等及び知事に対し、第 3 号に掲げる者にあつては知事に対し、その不適正な処理の状況を報告するとともに、適正に処理されるための必要な措置を講じなければならない。

- (1) 産業廃棄物の収集又は運搬を行った者
- (2) 産業廃棄物の中間処理を行った者
- (3) 産業廃棄物の不適正な処理を行った者に当該処理の際に土地を使用させた者

- 2 使用者は、その従業者に対して、前項の報告をし、又は必要な措置を講じたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 知事は、不適正な処理を行った者及び排出事業者等の資力その他の事情からみて、これらの者のみによっては、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講じることが困難であり、又は講じても十分でないとき認めるときは、第 1 項第 1 号に掲げる者に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該者が必要な措置を講じたことを明らかにした場合は、この限りでない。

## 第 8 章 適正な廃棄物処理施設等の設置等

(廃棄物処理施設等の設置等事前協議)

第 24 条 廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、又は借り受けようとする者（一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設にあつては、廃棄物処理法第 8 条第 1 項、第 9 条の 5 第 1 項（廃棄物処理法第 15 条の 4 において準用する場合を含む。）若しくは第 15 条第 1 項の許可を受けようとする者又は廃棄物処理法第 15 条の 2 の 4 の規定に基づく届出をしようとする者。以下同じ。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。

- 2 廃棄物処理施設等の種類、処理能力その他規則で定める事項の変更（以下「廃棄物処理施設等の変更」という。）をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 3 第 1 項の廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者又は前項の廃棄物処理施設等の変更をしようとする者は、第 1 項又は前項の協議に先立って、当該廃棄物処理施設等の周辺の居住者その他規則で定める者に対し、当該協議の内容のうち規則で定める

事項について、説明会の開催その他の規則で定める方法により説明を行わなければならない。  
ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(意見聴取)

第 25 条 知事は、前条第 1 項又は第 2 項の協議があった場合は、廃棄物処理施設等の設置、譲受け若しくは借受け又は廃棄物処理施設等の変更（以下「廃棄物処理施設等の設置等」という。）に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長及び規則で定める事項について専門的知識を有する者に対し、期限を定めて、生活環境の保全上の見地からの意見を聴くことができる。

(通知)

第 26 条 知事は、第 24 条第 1 項又は第 2 項の協議を受けたときは、その内容を審査した上で、協議が調った旨又は調わなかった旨を当該協議を行った者に通知するものとする。

(勧告及び公表)

第 27 条 知事は、廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者又は廃棄物処理施設等の変更をしようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、理由を付して廃棄物処理施設等の設置等の中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第 24 条第 1 項若しくは第 2 項の協議をせず、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は廃棄物処理法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 5 第 1 項の許可の申請若しくは廃棄物処理法第 15 条の 2 の 4 の規定に基づく届出をしたとき。

(2) 前条の通知を受けないで、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は廃棄物処理法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 5 第 1 項の許可の申請若しくは廃棄物処理法第 15 条の 2 の 4 の規定に基づく届出をしたとき。

(3) 前条の協議が調わなかった旨の通知を受けたにもかかわらず、廃棄物処理施設等（一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を除く。以下この号において同じ。）の設置、譲受け若しくは借受け又は廃棄物処理施設等の種類、処理能力その他規則で定める事項の変更に着手したとき。

2 知事は、第 24 条第 1 項又は第 2 項の協議の申出をした者が同条第 3 項の規定による説明を行わないときは、当該者に対し、当該説明を行うべきことを勧告することができる。

3 知事は、前 2 項の規定に基づく勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

4 知事は、前項の規定に基づく公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(設置届等)

第 28 条 第 26 条の協議が調った旨の通知を受けた者は、当該協議に係る廃棄物処理施設等の設置若しくは廃棄物処理施設等の変更の工事に着手し、当該工事を休止し、若しくは再開し、又は当該協議に係る廃棄物処理施設等を廃止したときは、規則で定めるところにより、知事に届

け出なければならない。ただし、規則で定める施設については、この限りでない。

(廃棄物処理施設等の構造)

第 29 条 廃棄物処理施設等の設置等（自動車リサイクル施設に係るものを除く。次条第 1 項において同じ。）を行う者は、当該廃棄物処理施設等の構造について、次の基準を遵守しなければならない。

- (1) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- (2) 廃棄物、廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、廃棄物処理施設等において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (3) 廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- (4) 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- (5) 廃棄物処理施設等から排水を放流する場合は、その水質を生活環境上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
- (6) 廃棄物の受入設備及び処理された廃棄物の貯留設備は、廃棄物処理施設等の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。
- (7) その他生活環境の保全上必要なものとして、規則で定める技術上の基準に適合していること。

2 知事は、廃棄物処理施設等（一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設又は自動車リサイクル施設を除く。次条第 2 項において同じ。）の構造が、前項に定める基準に適合していないと認めるときは、当該廃棄物処理施設等の設置等を行った者に対して、期限を定めて、必要な改善を命ずることができる。

(廃棄物処理施設等の維持管理)

第 30 条 廃棄物処理施設等の設置等を行った者は、次の基準に従い、当該廃棄物処理施設等の維持管理をしなければならない。

- (1) 受け入れる廃棄物の種類及び量が当該廃棄物処理施設等の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
- (2) 廃棄物処理施設等への廃棄物の投入は、当該廃棄物処理施設等の処理能力を超えないように行うこと。
- (3) 廃棄物が廃棄物処理施設等から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに当該廃棄物処理施設等の運転を停止し、流出した廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
- (4) 廃棄物処理施設等の正常な機能を維持するため、定期的に廃棄物処理施設等の点検及び機能検査を行うこと。
- (5) 廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- (6) 蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。
- (7) 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。

- (8) 廃棄物処理施設等から排水を放流する場合は、その水質を生活環境の保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
- (9) 廃棄物処理施設等の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。
- (10) その他生活環境の保全上必要なものとして、規則で定める技術上の基準に適合していること。
- 2 知事は、廃棄物処理施設等の維持管理が、前項に定める基準に適合していないと認めるときは、当該廃棄物処理施設等の設置等を行った者に対して、期限を定めて、必要な改善を命ずることができる。
- 3 一般廃棄物処理施設の設置者（廃棄物処理法第8条第1項の許可を受けた者をいう。）及び産業廃棄物処理施設の設置者（廃棄物処理法第15条の2第5項の産業廃棄物処理施設の設置者をいう。第5項及び第6項において同じ。）（次項及び次条第1項において「施設設置者」と総称する。）は、規則で定めるところにより、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の運営に関し、これらの施設における事故の発生を防止するための措置並びに事故が発生した場合における生活環境の保全上の支障の発生及び拡大の防止のための措置その他の必要な措置（次項及び次条第1項において「事故防止等措置」という。）を講じておかななければならない。
- 4 知事は、施設設置者が、事故防止等措置を講じていないと認めるときは、当該施設設置者に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 5 産業廃棄物処理施設の設置者（規則で定める者に限る。次項において同じ。）は、当該産業廃棄物処理施設の周辺の居住者その他規則で定める者（次条第1項において「周辺居住者等」という。）に対し、1年に1回以上、当該産業廃棄物処理施設の運営の状況について、当該産業廃棄物処理施設の運営に関する事項で規則で定めるものを記載した書面その他の資料によって、説明会の開催その他の規則で定める方法により説明を行わなければならない。
- 6 知事は、前項の説明が行われていないと認めるとき又は同項の説明が虚偽の資料を用いる等適切に行われていないと認めるときは、当該産業廃棄物処理施設の設置者に対して、期限を定めて、同項の説明を適切に行うべきことを勧告することができる。
- 7 第27条第3項及び第4項の規定は、第4項及び前項の勧告について準用する。

## 第9章 雑則

### （立入検査等）

第31条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者若しくは廃棄物等の処理（保管等を除く。以下同じ。）を行う者に対し、再生資源を利用した製品の製造、廃棄物等の処理、廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理、施設設置者における事故防止等措置若しくは周辺居住者等への説明の状況等に関し、必要な報告を求め、又はその職員に、事務所、事業場若しくは廃棄物処理施設等のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他の必要な物件を検査さ

せ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物等を無償で収去させることができる。

2 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第32条 知事は、市町村等、事業者及び県民に対し、この条例の目的を達成するために必要な指導及び助言をすることができる。

(適用除外)

第32条の2 盛岡市の区域については、第2章の2及び前3章の規定は、適用しない。

(補則)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

## 第10章 罰則

(罰則)

第34条 第20条第7項、第20条の3第1項又は第23条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(過料)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第11条第2項の規定に違反した者

(2) 第20条第2項若しくは第6項又は第31条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第20条第2項又は第31条第1項の規定に基づく立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

(4) 第20条第5項、第21条第6項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく知事の命令に違反した者

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は過料を科する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(再生資源利用認定製品の認定に関する経過措置)

- 2 岩手県再生資源利用認定製品認定制度実施要綱(平成 14 年岩手県告示第 911 号の 2)第 3 第 1 項の規定に基づきされた認定は、第 10 条第 1 項の規定に基づきされた認定とみなす。

(対象建設工事に関する経過措置)

- 3 第 21 条及び第 31 条の規定は、この条例の施行前に締結された請負契約に係る対象建設工事又はこの条例の施行の際既に着手している対象建設工事については、適用しない。

(廃棄物処理施設等に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に設置されている廃棄物処理施設等(変更に係る部分を除く。以下同じ。)については、第 24 条から第 29 条までの規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行前に廃棄物処理に関する指導要綱(平成 2 年 5 月 29 日公告)第 7 第 1 項による協議に係る廃棄物処理施設等で当該協議が調ったものについては、第 24 条から第 29 条までの規定は、適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に行われている廃棄物処理に関する指導要綱第 7 第 1 項の協議は、第 24 条第 1 項の協議とみなす。

(検討)

- 7 知事は、この条例の施行後 5 年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則(平成 15 年 10 月 9 日条例第 65 号)

この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

## 附 則(平成 16 年 7 月 12 日条例第 44 号)

- 1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 24 条及び第 27 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定による協議が調った廃棄物処理施設等(この条例による改正後の第 2 条第 8 号に規定する自動車リサイクル施設に限る。以下同じ。)の設置、譲受け若しくは借受け又は変更については、この条例による改正後の第 24 条から第 28 条までの規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に行われている廃棄物処理施設等に係るこの条例による改正前の第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定による協議は、この条例による改正後の第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定による協議とみなす。

附 則（平成 17 年 7 月 11 日条例第 52 号抄）  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 19 日条例第 58 号）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 12 月 18 日条例第 71 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 17 日条例第 50 号）

この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附則（平成 23 年 3 月 16 日条例第 23 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 24 年 10 月 18 日条例第 95 号）

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 53 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附則（平成 24 年 12 月 14 日条例第 109 号）

この条例は、平成 25 年 1 月 30 日から施行する。

附則（平成 26 年 3 月 28 日条例第 24 号）

この条例は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附則（平成 27 年 10 月 28 日条例第 66 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（令和元年 10 月 30 日条例第 17 号）

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附則（令和 6 年 12 月 18 日条例第 72 号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。  
（罰則の適用等に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役が含まれるときは、当該刑は、その刑と長期及び短期を同じくする拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第16条に規定する拘留に処せられた者とみなす。

## 資料6 新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例

### 《 条文 》

#### 新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例

(平成 15 年 3 月 19 日条例第 22 号)

#### (目的)

第 1 条 この条例は、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 10 年岩手県条例第 22 号）第 3 条に定める基本理念にのっとり、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、エネルギー自給率の向上及び地球温暖化防止等の地球環境の保全を図り、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新エネルギー 次に掲げるエネルギーをいう。

ア 太陽光を利用して得られる電気

イ 風力を利用して得られる電気

ウ 水力を利用して得られる電気

エ 波力を利用して得られる電気

オ 地熱又はこれを利用して得られる電気

カ バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用できるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。以下同じ。）を原材料とする燃料又はバイオマス若しくはバイオマスを原材料とする燃料を利用して得られる熱若しくは電気

キ 再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項の再生資源をいう。）を原材料とする燃料又はこれを利用して得られる熱若しくは電気

ク 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律第 2 条第 2 項の副産物をいう。）のうち有用なものであって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性があるもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）を利用して得られる熱又は電気

ケ 燃料電池を利用して得られる電気

コ 天然ガス、メタノール又は電気を利用して得られる動力であって自動車に利用されるものの

サ 太陽熱

シ 雪又は氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。以下同じ。）を熱源とする熱

ス 海水、河川水その他の水を熱源とする熱

- セ 工場、変電所等から排出される熱その他の熱を利用して得られる熱
  - ソ 発電と同時に得られる熱
- (2) 省エネルギー エネルギーの使用の合理化をいう。
- (3) 新エネルギーの導入 新エネルギーを得るため、又は利用するため必要な設備の整備等を行うことにより、新エネルギーを使用することをいう。

(県の責務)

- 第3条 県は、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、市町村が新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、必要に応じ技術的な助言及び連絡調整その他の支援を行うものとする。
- 3 県は、その施設の建設及び維持管理その他事業の実施に当たっては、自ら率先して新エネルギーの導入及び省エネルギーを推進するものとする。

(県民の責務)

- 第4条 県民は、その日常生活において、新エネルギーの導入及び省エネルギーを推進することにより、環境への負荷（岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第2条第2項の環境への負荷をいう。以下同じ。）が少ない生活様式の実現に努めなければならない。
- 2 県民は、県が実施する新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動において、新エネルギーの導入及び省エネルギーを推進することにより、環境への負荷が少ない事業活動に努めなければならない。
- 2 事業者は、県が実施する新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策に協力しなければならない。

(電気事業者の責務)

- 第6条 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第15号の発電事業者は、可能な限り太陽光、風力等による発電を行うよう努めなければならない。

(相互協力)

- 第7条 県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに県及び市町村は、相互に連携を図りながら協力して新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に努めるものとする。

(基本方針)

- 第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 自然的条件及び社会的条件を勘案し、本県の地域の特性に応じた新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進を図ること。
- (2) 自然環境、生活環境及び景観の保全並びに生物の多様性の確保に配慮し、恵み豊かな環境と調和した新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進を図ること。
- (3) 県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに市町村と対等な立場に立ち、連携を図りながら協力して新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進を図ること。

#### (基本計画)

第9条 知事は、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関し、本県の地域の特性に応じた総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに市町村の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (学習の推進及び普及啓発)

第10条 県は、県民及び事業者が新エネルギーの導入及び省エネルギーの必要性についての理解を深めることができるよう、エネルギーに関する学習の推進及び知識の普及啓発について必要な措置を講ずるものとする。

#### (県民等の自発的な活動の促進)

第11条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う新エネルギーの導入及び省エネルギーに関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、事業者が自発的に行う環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、その計画の実施等からなる環境管理の活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### (環境の保全に配慮した地域社会の形成)

第12条 県は、県民の日常生活における公共交通機関の利用、自転車の使用等を促進し、環境の保全に配慮した地域社会の形成が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### (地域資源の活用)

第13条 県は、風力、地熱、バイオマス、雪、氷等の地域の資源がエネルギー源として可能な限り活用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に配慮した事業の誘導)

第 14 条 県は、事業者による新エネルギーの導入及び省エネルギーに関しての土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業が環境の保全に配慮して行われるよう誘導に努めるものとする。

(研究開発等の促進及び関連産業の振興)

第 15 条 県は、新エネルギー及び省エネルギーに関する技術の研究開発及び実用化を促進し、並びに新エネルギー及び省エネルギーに関連する産業の振興が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(表彰等)

第 16 条 県は、新エネルギーの導入及び省エネルギーに関し特に先進的又は先導的な取組を行っている者に対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査等)

第 17 条 知事は、新エネルギーの導入及び省エネルギーの状況について毎年度調査し、公表するものとする。

(財政上の措置)

第 18 条 県は、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進を図るため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 10 月 18 日条例第 65 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 25 日条例第 25 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料7 岩手県人口ビジョン

---

岩手県では、長年にわたり人口減少を県政の重要課題として捉え、その対策に取り組んできており、2014年度には人口問題対策本部（本部長：岩手県知事）を設置し、人口減少問題に関する議論を重ね、2015年3月に「人口問題に関する報告」を取りまとめました。

国においては、2014年11月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、同年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少、地方創生に対して国を挙げて取り組むこととされました。

これらを踏まえ、本県では、2015年10月に「岩手県人口ビジョン」を策定し、人口減少を引き起こす様々な「生きにくさ」を「生きやすさに転換していくことともに、岩手への新たな人の流れを生み出す「ふるさと振興」を積極的に展開し、これにより、2040年には100万人程度の人口を確保するものと展望しました。

人口ビジョンと合わせて2015年10月に策定した「岩手県ふるさと振興総合戦略」においては、「岩手で働く」、「岩手で育てる」、「岩手で暮らす」の3本の柱に基づく10のプロジェクトにより、人口減少対策を総合的に進め、自動車や半導体関連産業を中心とした産業集積の促進や、子育てしながら働きやすい環境の整備、人口10万人当たりの病院勤務医師数の増加、地域包括ケアシステム構築に向けた取組、文化・スポーツにおける本県の才能豊かな人材の国内外での活躍など、多くの成果が挙がっています。

一方で、全国的な東京一極集中のすう勢は、むしろ加速しており、本県の社会減ゼロや出生率の向上を達成し、2040年に100万人程度の人口を確保するためには、ふるさと振興の取組をより一層強化していく必要があります。

こうした中、国においては、2019年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を改訂するとともに、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少や地方創生に関する取組を、更に充実・強化しながら進めていくこととしました。

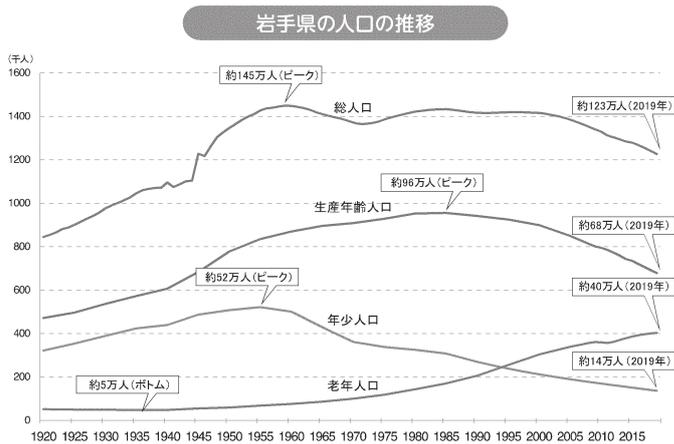
本ビジョンは、2020年度以降の5年間を計画期間とする「第2期岩手県ふるさと振興総合戦略」の策定に当たり、2015年以降の人口の動向等も踏まえ、改めて本県の人口の現状等を分析し、今後の人口の展望を示すものです。

# 岩手県人口ビジョン

- ・「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「地方人口ビジョン」で、岩手県の人口の動向や今後の人口の展望を示すものです。
- ・平成 27 年以降の人口の動向等を踏まえた改訂版です。

## 人口の現状

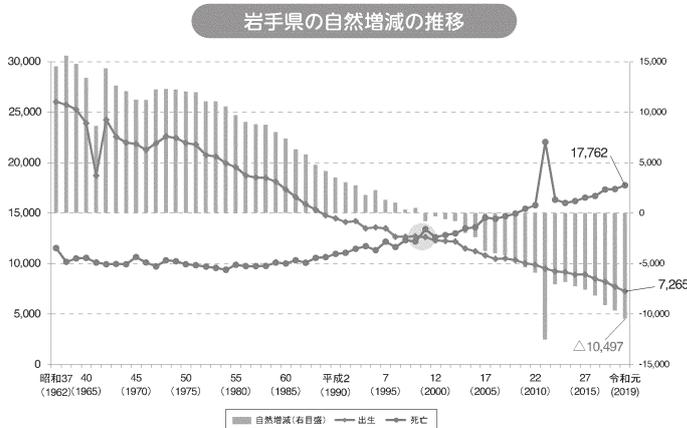
### 1 長期的な人口の推移



- ・岩手県の人口は 1997 年以降減少し続けており、2019 年の岩手県の人口は 123 万人となっています。
- ・生産年齢人口は、ピークである 1985 年と比べ 28 万人、年少人口はピークである 1955 年と比べ 38 万人減少している一方、老年人口は最も少なかった 1935 年と比べ 35 万人増加しています。

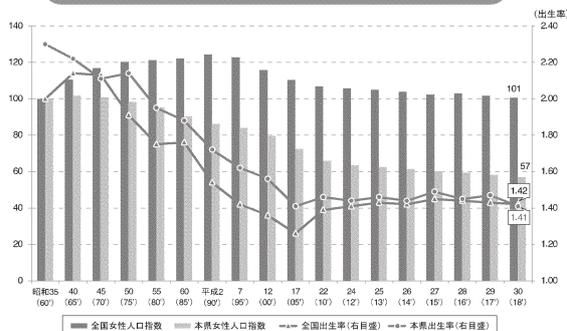
年齢別人口のうち生産活動の中核をなす年齢の人口層を「生産年齢人口」といいます。日本では 15 歳以上 65 歳未満の人口が該当します。生産年齢人口に含まれない 15 歳未満を「年少人口」、65 歳以上を「老年人口」と呼びます。

### 2 人口の自然増減の推移

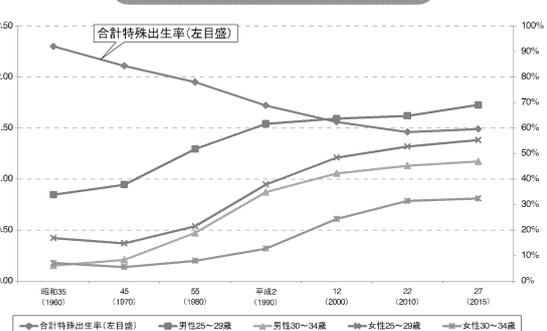


- ・岩手県の人口の自然増減は、出生数の減少、死亡数の増加により、1999 年に減少に転じ、以降は減少数が拡大傾向となっています。
- ・出生数の減少の要因は、女性人口の減少であり、若い世代の県外流出が、女性人口の減少の原因となっています。
- ・もう一つは、出生率の低迷です。岩手県の合計特殊出生率は 1980 年代以降、人口置換水準の 2.07 を下回って推移し、2018 年には 1.41 となっています。

#### 15～49 歳女性人口 (1960 年=100) の推移



#### 未婚率の推移



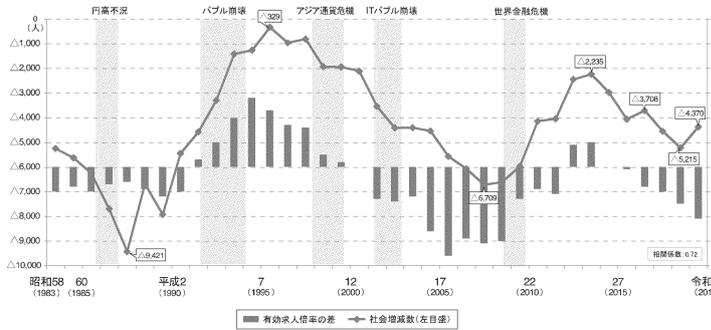
### 3 人口の社会増減の推移

岩手県の社会増減の推移

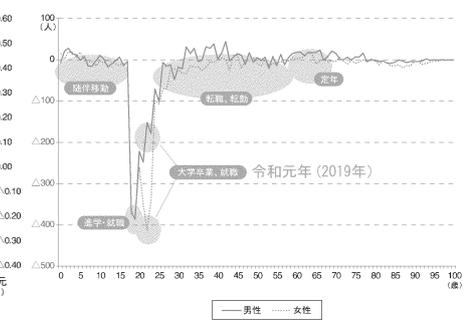


- ・岩手県の人口の社会増減は、2014年から社会減が拡大しており、2018年には5千人を超えましたが、2019年は△4,370人になりました。
- ・人口の社会減は、雇用情勢と関係が深く、本県の有効求人倍率が全国平均を上回ると社会減が縮小し、全国平均を下回ると社会減が拡大する傾向があります。
- ・岩手県の社会減は、18歳の進学・就職期、22歳前後の就職期に顕著となっており、特に22歳前後では、女性の社会減が大きい状況となっています。

岩手県の社会増減数と有効求人倍率の全国差の推移



岩手県の年齢別社会増減数



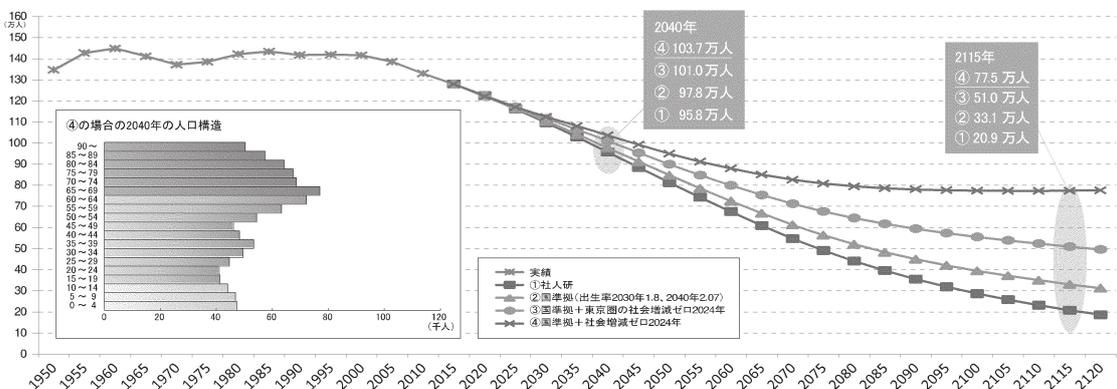
### 人口の展望

人口減少に歯止めをかけ、超長期的な人口増の可能性も視野に入れ、2040年に100万人程度の人口を確保します。

- ・国立社会保障・人口問題研究所の予測によると、岩手県の人口は2040年に96万人程度、2115年には21万人程度と試算されています。(下図①)

- ・岩手県では、あらゆる「生きにくさ」を「生きやすさ」に転換する「ふるさと振興」を推進し、出生率向上と本県の社会減ゼロを実現することにより、超長期的な人口増の可能性も視野に入れた人口の定常状態を目指し、2040年に100万人程度の人口を確保します。(下図④)

岩手県の人口の長期的な見通し



### 1 本戦略の位置づけ

岩手県の人口は平成9年（1997年）以降減少を続け、令和元年（2019年）は123万人となり、ピークであった昭和60年（1985年）と比べ、14%減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、岩手県の人口は今後も減少を続け、2040年には、96万人になることが見込まれ、その後も人口減少は止まらず、2115年には21万人まで減少すると推計されています。この推計は、何ら対策を講じず、現在の出生率や社会減がこのまま継続することを前提としています。

平成27年度（2015年度）に策定した「岩手県人口ビジョン」（令和2年（2020年）3月改訂）では、人口減少を引き起こす様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に転換していくとともに、岩手への新たな人の流れを生み出す「ふるさと振興」を積極的に展開し、これにより、2040年には100万人程度の人口を確保するものと展望しました。

この推計では、2115年には80万人程度の定常状態を迎えますが、超長期的には人口増の可能性も視野に入れているものです。

平成27年度（2015年度）に策定した「岩手県ふるさと振興総合戦略」は、令和元年度（2019年度）までの5年間の計画期間とし、「岩手県人口ビジョン」の人口の展望を踏まえ、「岩手で働く」、「岩手で育てる」、「岩手で暮らす」の3本の柱に基づく10のプロジェクトを掲げて取組を進めました。

令和元年度（2019年度）には国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に呼応し、従来の3本の柱に「岩手とつながる」を加えた4本の柱に基づく13の戦略とふるさと振興を進める分野横断の4つの戦略を掲げ、令和2年（2020年）3月に「第2期岩手県ふるさと振興総合戦略」を策定し、人口減少対策を総合的に進めてきました。

これらの取組によって、自動車や半導体関連産業を中心とした産業集積や、子育てしながら働きやすい環境の整備、人口10万人当たりの病院勤務医師数の増加、文化・スポーツ分野における本県の才能豊かな人材の国内外での活躍など、多くの成果が挙がっています。

一方で、全国的な東京一極集中の傾向に歯止めがかかっていないことから、人口減少問題に対応していくためには、本県の社会減ゼロや出生率の向上を図り、ふるさと振興の取組をより一層強化していく必要があります。

こうした状況の中、令和4年（2022年）12月に、国は「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定したことから、まち・ひと・しごと創生法第9条の規定に基づき、国の総合戦略を勘案して本戦略を改訂するものです。

本戦略では、これまでの総合戦略の成果と課題や「岩手県人口ビジョン」を踏まえ、県民一人ひとりの希望の実現を図るためにふるさとを振興し、人口減少に立ち向かうための基本目標を定めるとともに、主な取組方向や具体的な施策、数値目標を示しています。なお、今後も社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直します。

## 2 計画の期間

いわて県民計画(2019～2028)第2期アクションプラン」の終期と合わせ、令和2年度(2020年度)から令和8年度(2026年度)までの7年間とします。

## 3 いわて県民計画との関係

「いわて県民計画(2019～2028)」は、「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を基本目標に掲げ、県政全般にわたる政策や施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めている計画です。

これに対し、本戦略は、国の総合戦略を勘案し、人口減少に歯止めをかけることを目的に策定するものであり、県政全般を対象とした「いわて県民計画(2019～2028)」の人口減少対策に関係する分野を推進するための戦略と位置づけています。

このような関係性から、本戦略のKPIは、「いわて県民計画(2019～2028)第2期アクションプラン」の指標と整合を図っています。

## 4 ふるさと振興の推進

### (1) 多様な主体が参画した取組の推進

県ではこれまで、東日本大震災津波からの復旧・復興に向け、県民一丸となり、最優先で取り組んできました。

国内外から復興への多くの御支援を頂く中で新たなつながりが生まれ、さらに、ボランティアをはじめとした様々な場面での女性や若者の力強い活躍など、復興を進める過程で、多様な主体の参画やつながりが大きく広がってきました。

平成27年度(2015年度)からの「岩手県ふるさと振興総合戦略」においては、このような多様な主体の参画やつながりを生かした施策を展開してきました。

このような取組は、ふるさと振興の中心となるものであり、引き続き、本戦略においても様々な主体との連携を重視して進めていきます。

特に、より住民に身近な市町村とは、連携を密にし、県・市町村の総合戦略で掲げる施策が効果的かつ相乗的に発揮されるよう進めていきます。

また、社会的に弱い立場にある方々が地域や職場、家庭などでつながりが薄れることによって孤立させないようにする社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)の考え方を踏まえながら取組を進めていきます。

### (2) SDGs(持続可能な開発目標)を踏まえた取組の推進

経済・社会・環境の様々な課題を統合的に解決し、持続可能な社会を目指すSDGs(持続可能な開発目標)の推進につながる取組が、国、自治体、企業等で進んでいます。

このSDGsの考え方や取組は、ふるさと振興と軌を一にするものであり、本戦略では、SDGsの理念や17の持続可能な開発目標を踏まえながら、ふるさと振興に取り組み、SDGsの推進につなげていきます。

### (3) デジタル技術を活用した取組の推進

超スマート社会 Society5.0 の実現に向けた I o T や A I、ビッグデータ、5 G 等の科学技術の活用は、生産性や生活の利便性を飛躍的に高めることが期待されており、少子高齢化・人口減少がより進んでいる地方においてこそ、課題解決の有効な手段になることから、本戦略においては、このようなデジタル技術を様々な取組に積極的に活用し、ふるさと振興を進めていきます。

# 第2期岩手県ふるさと振興総合戦略

## 戦略の位置づけ

- ・「岩手県ふるさと振興総合戦略」（平成 27 年度～令和元年度）の取組の成果と課題を踏まえた第2期総合戦略
- ・人口減少に歯止めをかけていくための基本目標、主な取組方向、具体的な施策等から構成
- ・まち・ひと・しごと創生法に基づく国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案

## 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

## 「いわて県民計画（2019～2028）」との関係

県政全般を対象とした「いわて県民計画（2019～2028）」の人口減少対策に関する分野を推進するための戦略

## ふるさと振興の4本の柱

- ・様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に転換するふるさと振興を進めていくため、4本の柱に基づく各戦略を推進していきます。

### 戦略全体の施策推進目標

様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に転換し、生活の満足度の向上を目指します。

### 【数値目標】

生活満足度が高い人の割合の上昇：35.0%（R1）⇒35.0%を上回る（R6）  
生活満足度が低い人の割合の低下：32.0%（R1）⇒32.0%を下回る（R6）

4本の柱	施策推進目標	13の戦略
<b>1 働きで働く</b> <基本目標> やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、岩手への新たな人の流れの創出を目指します。	若者の仕事や移住に関する願いに応え、県外への転出超過を解消する社会減ゼロとともに、ものづくり産業や農林水産業等の振興による県民所得水準の向上を目指します。 【数値目標】 ■人口の社会増減 △4,370人（R1）⇒0人（R6） ■一人当たり国民所得に対する一人当たり県民所得水準の乖離縮小 86.9（H29）⇒90.0以上（R4）	① 商工業振興戦略 ② 観光産業振興戦略 ③ 農林水産業振興戦略 ④ ふるさと移住・定住促進戦略
<b>2 子育てで育てる</b> <基本目標> 社会全体で結婚、妊娠・出産、子育てを支援し、安心して子どもを産み育てられる社会を目指します。	結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、若い世代の就労、出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての願いに応え、出生率の向上を目指します。 【数値目標】 ■合計特殊出生率 1.41（H30）⇒1.58以上（R6）	① 若者の就労、出会い・結婚、妊娠・出産支援戦略 ② 子育て支援戦略
<b>3 暮らしで暮らす</b> <基本目標> 医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指します。	岩手に住みたい、働きたい、帰りたいという人々の願いに応えられる豊かなふるさと岩手をつくりあげます。 【数値目標】 ■生活満足度が高い人の割合の上昇【再掲】：35.0%（R1）⇒35.0%を上回る（R6） ■生活満足度が低い人の割合の低下【再掲】：32.0%（R1）⇒32.0%を下回る（R6）	① 魅力あるふるさとづくり戦略 ② 文化スポーツ振興戦略 ③ 若者・女性活躍支援戦略 ④ 保健・医療・福祉充実戦略 ⑤ ふるさとの未来を担う人づくり戦略
<b>4 暮らしでつながる</b> <基本目標> 関係人口や交流人口の拡大を図り、岩手と多様な形でつながることのできる社会を目指します。	岩手に来たい、関わりたい、つながりたいという思いに応え、多様な形で、いつでも、どこでも、誰もが岩手とつながることのできる社会を目指します。 【数値目標】 ■関係人口及び交流人口に関連する指標の向上 :-（R1）⇒現状値を上回る要素指標数 5/5（R6） ※要素指標：観光入込客数、グリーン・ツーリズム交流人口、ふるさといわて応援寄付件数、ホームページ閲覧数、SNSフォロワー数	① 関係人口創出・拡大戦略 ② いわてまるごと交流促進戦略

## ふるさと振興を進める分野横断の戦略

- ・4本の柱に基づく戦略の展開に加え、岩手の地域性や優位性等を生かした4つの分野横断の戦略を展開します。

### 4つの分野横断戦略

- 1 国際研究・交流拠点地域形成戦略
- 2 北上川流域産業・生活高度化戦略
- 3 新しい三陸創造戦略
- 4 北いわて産業・社会革新戦略

出典：令和2年3月策定時のパンフレットより

## ふるさと振興を進める上で重視する視点

・第2期総合戦略においては、戦略全体を通じて以下の3つの視点を重視しながら、ふるさと振興を進めていきます。

### 1 ふるさと振興と一体となったSDGsの推進

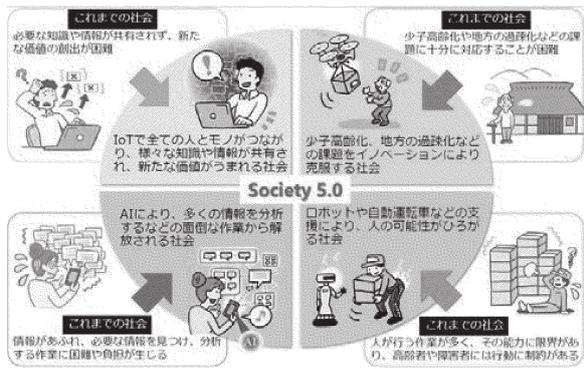
- ・SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における「誰一人として取り残さない」という言葉に象徴されるように、包摂性や多様性を重視しながら経済・社会・環境の課題を統合的に解決し、持続可能な社会の実現を目指すものです。
- ・戦略の各施策と17の持続可能な開発目標を関連付け、多様な主体がそれぞれ連携・協働しながら、取り組んでいきます。

17の持続可能な開発目標（SDGs）



### 2 Society5.0の実現に向けた技術の活用

- ・超スマート社会 Society5.0の実現に向けたIoTやAI、ビッグデータ、5G等の科学技術の活用は、生産性や生活の利便性を飛躍的に高めることが期待されており、こうした技術を積極的に活用していきます。



（出展：内閣府資料）

### 3 地域全体を見渡した地域マネジメントの推進

- ・人口減少は、地域の社会システムに様々な影響を与えることが指摘されており、地域の経済活動や社会生活を維持していくことが困難になることが想定されます。こうしたことから、一旦地域に入った所得や資金を域内で循環させ、地域の富や豊かさを生み出し拡大していく地域内経済循環など、地域全体で効果が最大化するよう取り組んでいく地域マネジメントの視点を重視して取り組んでいきます。

## 総合戦略の展開

1 若手で働く

### ① 商工業振興戦略

- ・自動車・半導体関連産業の一層の集積促進、新産業への参入促進
- ・Society5.0の実現に向けた技術を活用した企業の生産性・付加価値の向上
- ・食産業や水産加工工業等の販路拡大、伝統工芸産業等の経営力向上への支援
- ・中小企業者の経営力強化や生産性向上の取組の促進、円滑な事業継承の促進、起業家や後継者の育成による経営人材の確保
- ・「いわてで働こう推進協議会」を核とした若者やU・Iターン希望者の県内就業の促進や、「いわて働き方改革推進運動」の展開による企業の計画的・自律的な働き方改革の支援



県産品の販路拡大支援の取組  
（若手県の観光と物産展）

出典：令和2年3月策定時のパンフレットより

### ② 観光産業振興戦略

- ・「観光で稼ぐ」地域づくりや、質の高い旅行商品の開発・売込み
- ・外国人観光客の誘客拡大
- ・売れる観光地をつくる体制の整備促進
- ・県内港湾やいわて花巻空港の利活用の促進



関係団体等と連携した観光キャンペーンの展開  
(いわて観光キャンペーン推進協議会)

### ③ 農林水産業振興戦略

- ・生産性・市場性が高く、安全・安心で高品質な農林水産物を生産する産地づくり
- ・地域農林水産業の核となる経営体の育成、農林水産業の次代を担う新規就業者の確保・育成、意欲ある女性農林漁業者の活躍支援
- ・効率的で高収益な農林水産業を実現するための技術の開発・導入、生産基盤の着実な整備
- ・6次産業化等による特産品の開発や、岩手ならではの「食」の充実
- ・農山漁村の地域コミュニティを支える人材の育成や地域共同活動の促進、農山漁村ビジネスの振興や地域が主体となった都市との交流活動の促進



スマート農林水産業の推進  
(スマート農業機械実演会)

### ④ ふるさと移住・定住促進戦略

- ・移住希望者が岩手の魅力を知り、暮らしたくなるような訴求力の高い情報発信
- ・移住希望者の多様なニーズに対応する相談窓口の機能の強化、市町村や関係団体、NPO等と連携し、地域で移住者を受け入れるためのサポート体制の整備
- ・大学等と連携した就職相談やインターンシップ、県内企業の情報発信等を通じた若者のU・Iターンの促進

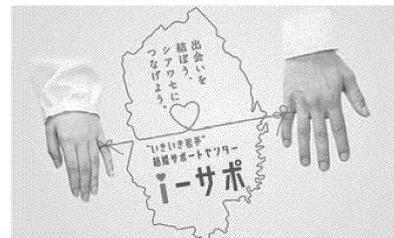
移住定住ポータルサイト



移住・定住の情報発信  
(移住定住ポータルサイト「イーハトー部に入ろう」)

### ① 若者の就労、出会い・結婚、妊娠・出産支援戦略

- ・結婚サポートセンターによる結婚支援、同センター機能の充実や周知、広報の強化等、一層の会員の確保
- ・周産期医療機関の機能分担と連携及び救急搬送体制の充実強化による、安心して出産できる体制の整備、市町村と連携した妊産婦の支援体制の充実や、親と子の健康づくりへの支援、不妊に悩む夫婦の総合的な支援
- ・「いわて働き方改革推進運動」の展開による企業の計画的・自律的な働き方改革の支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進



結婚支援の取組  
(いきいき岩手結婚サポートセンター「i-サポ」)

### ② 子育て支援戦略

- ・就労形態の多様化に対応した、多様な保育サービス等の充実など子育てしながら働きやすい環境づくりの推進
- ・小児医療体制の充実や子育て家庭の経済的負担の軽減、児童虐待防止や子どもの貧困対策など、安心して子育てをし、子どもが健やかに成長することができる環境づくり



子どもが安心して過ごせる居場所づくり  
(子ども食堂)

出典：令和2年3月策定時のパンフレットより

### ① 魅力あるふるさとづくり戦略

- ・ 景観の保全や情報通信基盤の整備など魅力あるまちづくり
- ・ 「岩手県地域公共交通網形成計画」に基づく広域バス路線や鉄道路線の維持・確保、地域公共交通の利用促進
- ・ 地域コミュニティ活動に関する意識醸成・普及啓発や、担い手の育成・確保
- ・ 多様で優れた環境の保全や災害時にも対応できる自立分散型エネルギー供給体制の構築、再生可能エネルギー由来の水素の利活用



公共交通の維持・確保、利用促進  
(公共交通利用促進イベント)

### ② 文化スポーツ振興戦略

- ・ 本県の文化芸術の魅力や世界遺産の普遍的価値等の発信、世界遺産の理解の増進による適切な保存管理・活用の推進、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた市町村や関係団体との連携
- ・ 県民が日常的に文化芸術に親しむ機会の充実、文化芸術を生かした人的・経済的な交流の推進
- ・ ライフステージに応じたスポーツや障がい者スポーツ等への参加機会の拡大、スポーツを担う人材の育成



文化芸術に親しむ機会の提供  
(岩手芸術祭芸術体験イベント)

### ③ 若者・女性活躍支援戦略

- ・ 男女平等や多様な性について理解し、尊重し合う社会となるよう、幅広い世代へ意識啓発
- ・ 若者の交流やネットワークづくり、活動を発信する場の提供を通じた若者の活動の支援、今後の若者活躍プラットフォームのあり方についての検討
- ・ 女性の職業生活における活躍を推進するため、業種を越えた女性のネットワークづくりや起業支援、仕事と子育ての両立支援など子育てにやさしい職場環境づくり



若者の交流やネットワークづくり  
(いわてネクストジェネレーションフォーラム)

### ④ 保健・医療・福祉充実戦略

- ・ がん、脳血管疾患及び心疾患に係る県民や関係機関・団体などと一体となった取組の更なる充実
- ・ 自殺予防に関わる人材の養成や自殺リスクの高い方への取組の重点化など、官民一体となった自殺対策の推進
- ・ 高齢化の進展により増大する医療、福祉・介護需要に対応した人材の確保、定着、育成
- ・ 「地域包括ケアシステム」の構築と推進に向けた市町村における取組への支援や、介護サービス基盤の整備への支援
- ・ 生活保護受給者や生活困窮者の自立に向けた支援



食生活の改善運動の推進  
(いわて減塩・適塩の日キャンペーン)

### ⑤ ふるさとの未来を担う人づくり戦略

- ・ 岩手県の将来を担う子どもたちが郷土愛を育み、課題解決能力や国際的な視野を持って、地域や世界で活躍できる教育の推進
- ・ 高等教育機関等と連携し、若者の地元定着、雇用創出につながる取組の推進
- ・ 地域をけん引する人材や産業を担う人材の育成、誰もが生涯にわたって学ぶことのできる環境づくりの推進



地域に貢献する人材の育成  
(「いわての復興教育」児童生徒実践発表会)

出典：令和2年3月策定時のパンフレットより

### ① 関係人口創出・拡大戦略

・岩手への人の流れを創出し強化していくため、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大の推進



都市部人材と地域企業のマッチングによる  
関係人口の創出（遠恋複業課）

### ② いわてまるごと交流促進戦略

・国内外からの観光誘客や岩手の地域資源を生かした観光地域づくり、農山漁村の交流体験やグリーン・ツーリズム、文化やスポーツ等を通じた、国内外の人々との交流が広がる地域づくり



グリーンツーリズムを通じた交流の促進  
（農山村体験型教育旅行）

## ふるさと振興を進める分野横断の戦略の展開

### 1 国際研究・交流拠点地域形成戦略

・ILCの実現により、世界トップレベルの頭脳や最先端技術、高度な人材が集積されることを生かし、イノベーションを創出する環境の整備などを通じた、知と技術が集積された多文化共生の国際研究・交流拠点の形成



ILCの情報発信  
（岩手 ILC 連携室オープンラボ）

### 2 北上川流域産業・生活高度化戦略

・北上川流域において自動車や半導体関連産業を中心とした産業集積が進み、新たな雇用の創出とこれに伴う人口の増加を見据えた、県央広域振興圏を含む広域的な連携の更なる促進や、第4次産業革命技術のあらゆる産業・生活分野への導入などを通じた、働きやすく、暮らしやすい、新しい時代を切り拓くモデルとなる地域の創出



産学官連携によるヘルスケア産業の集積  
（ヘルステック・イノベーション・ハブ）

### 3 新しい三陸創造戦略

・東日本大震災津波からの復興の取組により大きく進展したまちづくりや交通ネットワーク、港湾機能などを生かし、震災の教訓や三陸の多様な魅力を発信して国内外との交流を活性化することによる、岩手県と国内外をつなぐ海側の結節点として持続的に発展する地域の創造



世界に誇れる三陸の「食」の魅力の発信  
（三陸国際ガストロノミー会議）

### 4 北いわて産業・社会革新戦略

・豊かな地域資源と高速道路や新幹線などの高速交通網の進展を最大限に生かした地域産業の持続的な成長支援や、圏域を越えた交流の活性化、再生可能エネルギーの利活用促進などの取組等による、あらゆる世代がいきいきと暮らし、持続的に発展する地域の創造



再生可能エネルギーの利活用促進  
（高森高原風力発電所）

岩手県総合戦略

検索



岩手県政策企画部政策企画課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

TEL : 019-629-5509 FAX : 019-629-6229

E-mail : AA0010@pref.iwate.jp

出典：令和2年3月策定時のパンフレットより

## 資料9 第2期岩手県公共施設総合管理計画

### 1 計画策定の趣旨

岩手県では、平成27年度から令和6年度までの10年間の計画期間とする岩手県公共施設等総合管理計画（以下「第1期計画」という。）を、平成27年度に策定しました。

第1期計画では、公共施設等の適切な維持保全と財政負担の軽減の両立を図るため、長期的な視点から公共施設等を取り巻く課題を客観的に把握・分析し、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めて、様々な取組を行い、令和6年度末時点で令和2年度末時点と比較し3.5%の延床面積を削減しました。

一方で、第1期計画を策定してからの10年間で、人口減少及び保有施設の老朽化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症のまん延を契機としたDX（デジタルトランスフォーメーション）の急速な進展など、本県の公共施設等を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

今回、第1期計画期間の終了を受けて、令和7年度から令和16年度までを計画期間とする、第2期岩手県公共施設等総合管理計画（以下「第2期計画」という。）を策定しました。

第2期計画では、第1期計画期間の総括を行うとともに、中期財政見通しや昨今の社会情勢の変化を踏まえて、第2期計画で取り組むべき事項を定めています。

県が保有する公共施設等について、誰もが安全・安心・快適に利用できるよう、また、良好な状態で次世代へ引き継いでいけるよう、強い使命感を持って、引き続き最適管理に取り組んでいきます。

### 2 計画の位置付け

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画に当たるもので、平成26年4月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を踏まえ、県が保有する個々の公共施設等の個別施設計画の上位計画として策定したものであり、本県の公共施設等管理に関する基本計画として位置付けています。

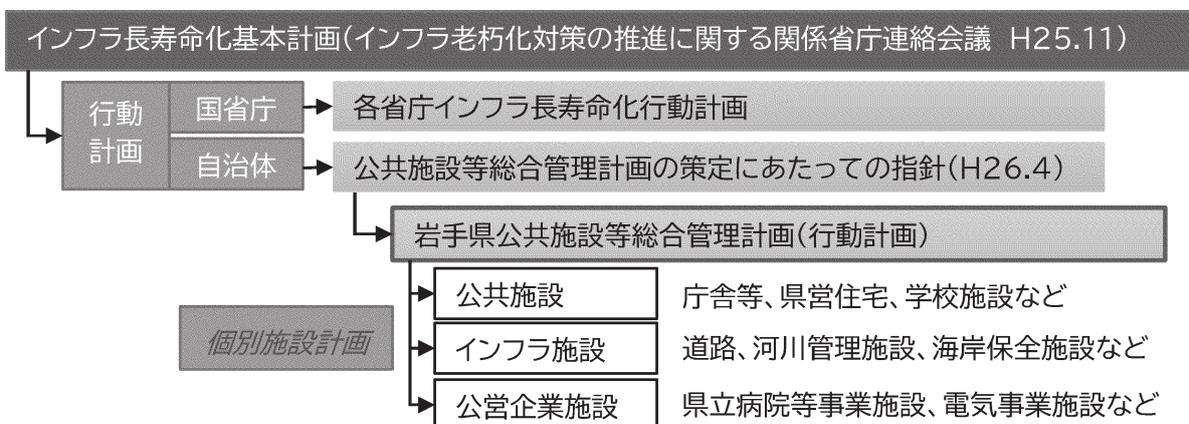


図 9-1 岩手県公共施設等総合管理計画の位置付け

# 『第2期岩手県公共施設等総合管理計画（R7～R16）』（概要）

## 第1期（H27～R6）からの変更点

区分	特徴
第1期計画(H27～R6)の総括（評価）	<ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積の削減実績の記載（R2:158.6万㎡ → R6:153.1万㎡(▲3.5%)）【例 職員公舎:▲1.5万㎡】</li> <li>公共施設に係る県民1人当たり決算額の記載（R6：11,996円）</li> <li>個別施設計画の策定、特目基金の造成などの成果を記載</li> </ul>
新たな視点の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期財政見通しと連動した公共施設マネジメントの推進を明示</li> <li>施設の総量適正化や適正配置に向けた取組の具体化を明示</li> <li>施設類型別の有形固定資産減価償却率（老朽化比率）の明示</li> </ul> <p>公共施設&gt;公共施設カルテ（利用状況・経費効率・建物性能等）を活用した施設のあり方検討の実施 インフラ&gt;予防保全型管理の深化、データ取得・管理・利活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個別施設計画において今後の方向性が「現状維持」以外の施設については、ハード・ソフト両面から施設のあり方の検討を行い、施設の統廃合・売却等を着実に推進</li> </ul>
管理目標の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>物価、賃金の動向を踏まえ、<b>県民1人当たり決算額を16,000円*以下</b>（第1期：12,000円）と定め、<b>財政規律を維持しつつ、施設の適正管理を推進</b> <small>*当該年度を含む過去5年の平均額で判定</small></li> <li><b>2040年（R22）までに、学校施設を含むすべての公共施設の延床面積を85%程度に削減</b></li> </ul>

### 「公共施設」

#### 基本的な認識・考え方

人口減少や財政状況の変化等に対応し、データに基づく施設の評価・分析を行い、総量の適正化や適正配置に向けた取組を強力に推進

#### 第2期計画における取組

- 新たな管理目標や中期財政見通しを踏まえた個別施設計画の見直し
- 延床面積の削減対象施設に「学校施設」を追加
- 施設ごとの各種データを評価・分析し、ハード・ソフト両面から施設のあり方について検討を行い、施設の総量適正化に向けた取組を実施

### 「インフラ施設」

#### 基本的な認識・考え方

予防保全型管理による効率的・効果的な維持管理に取組み更なる効率化・高度化を推進

#### 第2期計画における取組

- 「予算管理・県民理解の推進」「人材の確保・強化」デジタル技術や公会計データ等の利活用により、施設管理の更なる効率化・高度化を推進

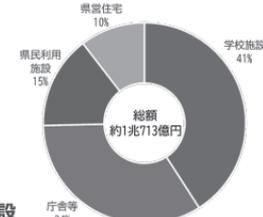
Iwate Prefecture

## 維持・更新等の経費見込み

第2期:総額約2兆6,196億円(第1期:総額約1兆7,238億円)

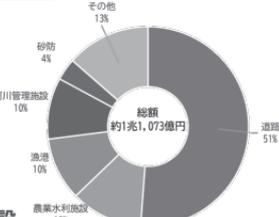
### 公共施設

今後30年間で約1兆713億円(第1期:約6,050億円)、年平均約357億円の見込み(過去5年間平均の約2.4倍)



### インフラ施設

今後30年間で約1兆1,073億円(第1期:約8,646億円)、年平均約369億円の見込み(過去5年間平均の約1.7倍)



### 公営企業施設

今後30年間で約4,409億円(第1期:約2,543億円)、年平均約147億円の見込み(過去5年間平均の約2.6倍)

※上記の経費見込みは、現在県が保有している公共施設等をすべて維持すると仮定した場合の試算であり、管理目標の達成に向けた取組をはじめ、計画期間を通じて持続可能な公共施設等管理に向けた具体的な対応を検討していきます。

## 公共施設等の現況

### 公共施設

施設類型(用途)	施設数(棟数)	延床面積	1棟あたり
庁舎等 県庁舎、警察署、試験研究機関等	1,828棟 (2,107棟)	619,276㎡ (739,515㎡)	339㎡ (351㎡)
県民利用施設 体育館、博物館、ホール等	752棟 (663棟)	389,597㎡ (335,553㎡)	518㎡ (506㎡)
県営住宅 住宅、集会所等	898棟 (876棟)	521,843㎡ (510,927㎡)	581㎡ (583㎡)
学校施設 校舎、実習棟等	1,986棟 (2,109棟)	997,107㎡ (1,011,194㎡)	502㎡ (479㎡)
合計	5,464棟 (5,755棟)	2,527,824㎡ (2,597,189㎡)	463㎡ (451㎡)

※R2末…延床面積の削減基準年度

### インフラ施設(主なもの)

施設類型	細分類	施設数	施設類型	細分類	施設数
道路	道路舗装	4,208km (3,700km)	砂防施設	砂防設備	828箇所 (817箇所)
	橋梁	2,745橋 (2,689橋)		港湾施設	428施設 (372施設)
	トンネル	190箇所 (154箇所)	交通安全施設	信号機	1,869基 (1,899基)
河川管理施設	河道・堤防	2,831.4km 706km	農業水利施設	ダム	23基
	津波対策水門	18基	林道施設		207km (199km)
	ダム	10基	治山施設		15,042施設 (17,277施設)

Iwate Prefecture

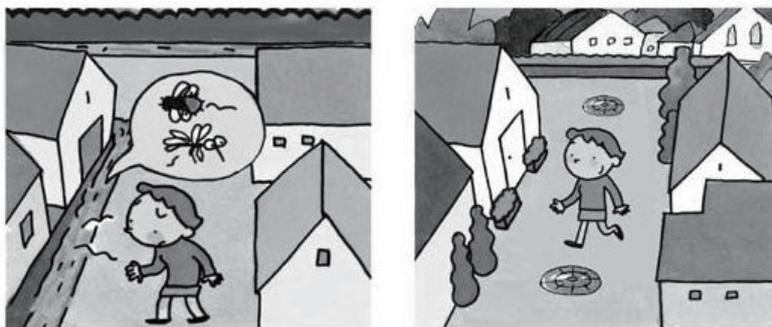
## 資料10 汚水処理施設の役割

---

### (街並み住環境の改善)

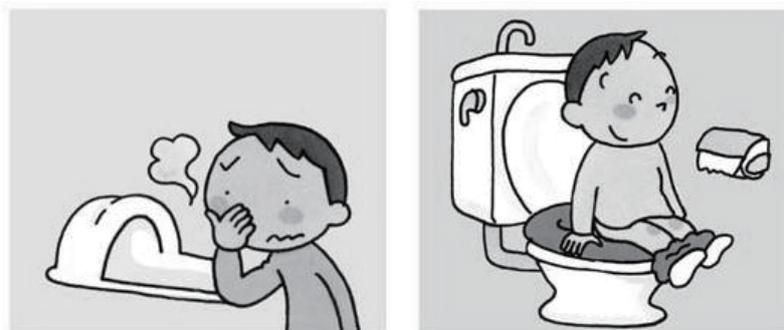
生活排水等の未処理放流によるドブや汚れた水路がなくなり、蚊やハエの発生を防ぎ、流行性の病気を予防することができます。

この結果、住環境が大きく改善し、生活の潤いが増します。



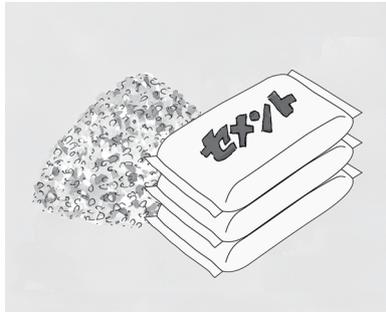
### (住生活環境の改善)

清潔で快適な水洗トイレを使う事が可能となり、においに悩まされることなく、衛生的な居住環境を作り出すことが可能となります。



(下水資源及び施設の有効利用)

汚水処理施設は、処理水、汚泥、熱等の利用可能なエネルギーを有しており、下水資源循環型の社会の実現に向けて、その有効利用を図ることが可能となります。



(公共用水域の水質保全)

家庭や工場から排出される汚水などが川や海などに直接流入することなく、汚水処理施設できれいに処理してから流すため、川や海などの水環境の保全が図られます。

この結果、水生動植物の生息、生育環境が保全されるとともに、魚釣りや川遊びなど水に親しむことができます。



## 資料11 集合処理方式

集合処理方式は、主に家庭や事業所が密集あるいは比較的集合した状態にある地域で採用され、汚水発生源が密集していることで経済的となる方式です。

一般に、既成市街地など、人口が密集した地域を対象に進められる「下水道」と、農山漁村集落を対象に幾つかの集落単位で、小規模分散的に進められる「集落排水施設」、「コミプラ」に分類されます。

集合処理方式には、下水道、農業集落排水、漁業集落排水、コミプラなどがあります。

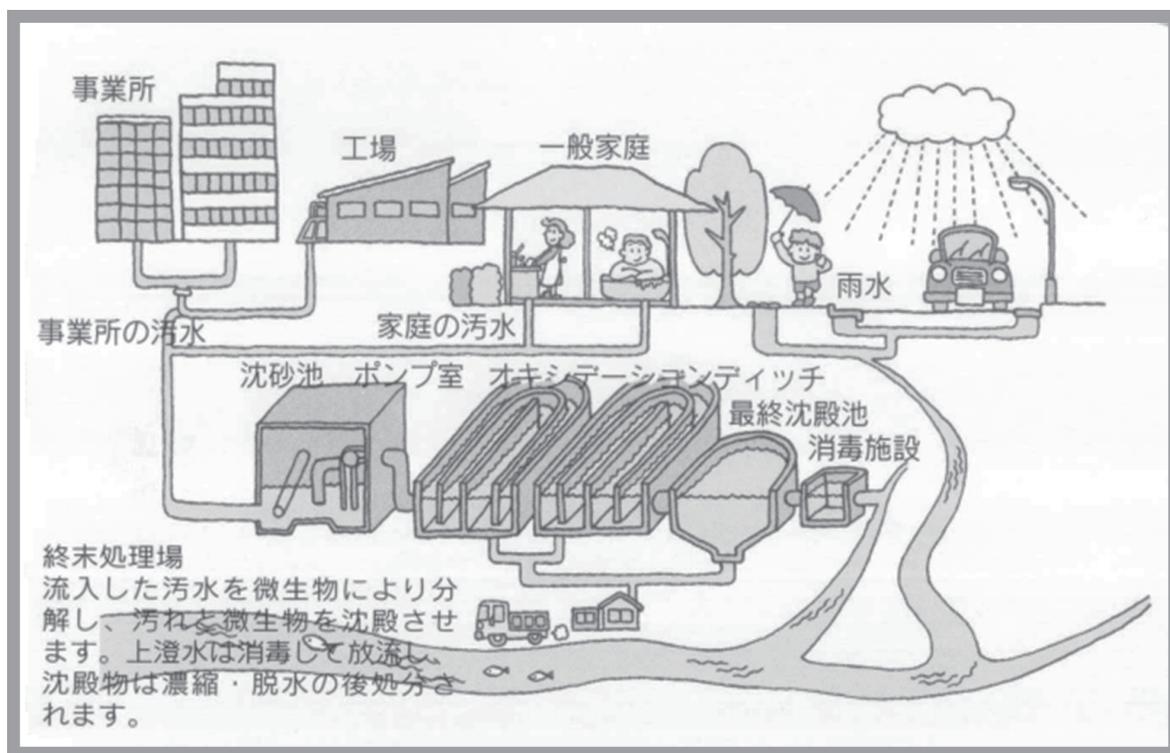


図 11-1 集合処理方式のイメージ

## 資料12 個別処理方式

個別処理とは、し尿と雑排水を併せて処理する施設で、家屋単位や事業所単位に設置される施設です。

これは主に、家庭や事業所が点在しているため、処理場までの排水管の布設距離が長くなり、建設コストが割高になる地域で採用される方式です。

その浄化システムは、微生物の働きにより汚水中の有機物を分解し、きれいになった上澄水を消毒して放流するものです。

また、水が浄化されたことにより発生した汚泥は、浄化槽内に溜まります。

なお、安定した放流水質を維持するためには、定期的な保守点検、清掃実施と法定検査（使用開始3ヶ月～8ヶ月と毎年検査）を受けることが必要です。

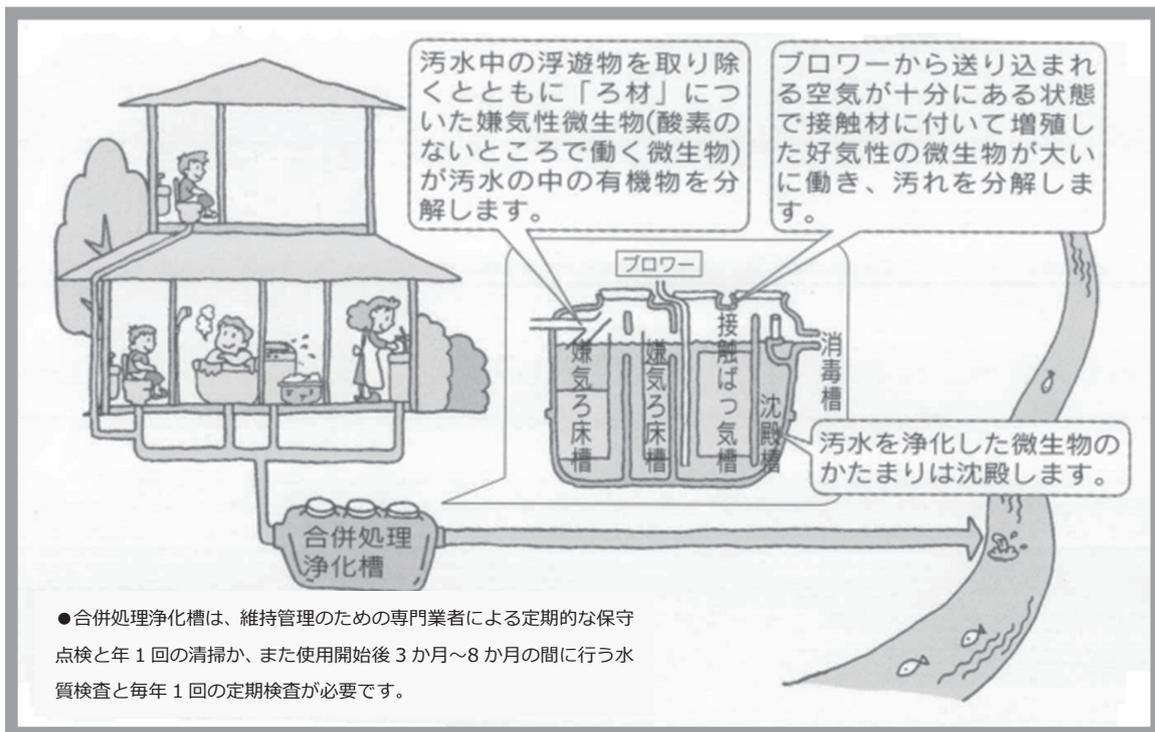


図 12-1 個別処理方式のイメージ

資料13 集合処理と個別処理の特徴

項目	集合処理方式	個別処理方式
種類	公共下水道、流域下水道、農業集落排水、漁業集落排水等、コミプラ	合併浄化槽
処理対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚水の処理</li> <li>・ 汚泥の処理（下水道のみ）</li> <li>・ 雨水の排除（下水道のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚水の処理</li> </ul>
汚泥処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道 各処理場の脱水機で脱水汚泥にし、コンポスト工場へ搬出、あるいは焼却してセメント工場へ搬出</li> <li>・ 農・漁業集落排水 し尿処理場に搬出、し尿処理場では脱水後コンポスト工場へ搬出、あるいは焼却埋立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別にし尿処理場に搬出</li> <li>・ し尿処理場では脱水後コンポスト工場へ搬出、あるいは焼却埋立</li> </ul>
対象汚水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道 各家庭、事業所、工場など</li> <li>・ 農・漁業集落排水 主に集落全体の排水を対象</li> </ul>	家屋単位や事業所単位を対象
概要	地下に下水管を布設して、各家庭からの汚水を処理場に集めて処理する。	各家庭の敷地に合併浄化槽を埋め込み、浄化槽ごとに処理する。
整備の仕方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道 5～6年の整備後に稼動、その後整備区域を拡大、処理場を増設、</li> <li>・ 農・漁業集落排水、コミプラ 整備区域全域を5～6年で整備し、整備完了後に稼動</li> </ul>	各家庭で設置（1年以内）し、設置後に稼動
特徴	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">建設コストは高いが維持管理費は軽減される</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">家屋が密集した集落、市街地などに適用（経済的であり、浄化槽スペースが確保できない密集地で有利）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">整備は比較的長い期間がかかる</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">排水の高度処理（窒素、りん）の除去や汚泥のリサイクルが比較的容易</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">建設コストは安価だが、維持管理費は集合処理と比較して割高の傾向にある</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">家屋が点在している地域において適用（経済的である）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">短期間で整備可能</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">浄化槽ごとに定期的な点検、清掃、検査が必要</div>

## 資料14 汚水処理の内容・過程

それぞれの処理方式では、処理内容が異なります。

汚水処理は、大きく分けると、生物処理（水処理）と汚泥処理に分かれます。

生物処理（水処理）では、「反応槽」において微生物の働きにより汚れ（有機物）を分解・きれいな水にし、「沈殿池」により、汚れの固まりと上澄み水に分離させ、上澄み水は消毒し殺菌した後放流されます。

汚泥処理では、生物処理（水処理）により分離した汚れの固まりを、「濃縮-（消化）」によって減量化、安全なものにします。さらに、「脱水」により、粘土状になるまで水分を取り除きます。脱水したものを「脱水汚泥」と呼びます。この脱水汚泥を、「焼却等」によりさらに減量・安定化を図り、焼却灰等とする場合があります。

「汚泥処分」とは、脱水汚泥や焼却灰等を最終処分することで、その方法は「埋立処分」「肥料化（コンポスト化）」など、さまざまです。

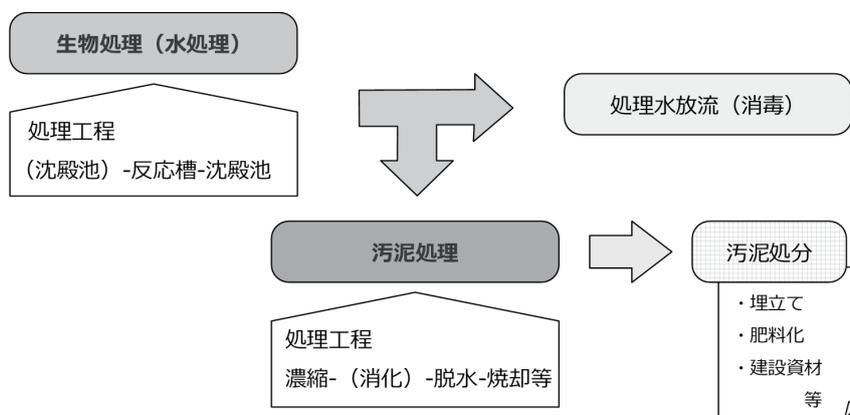
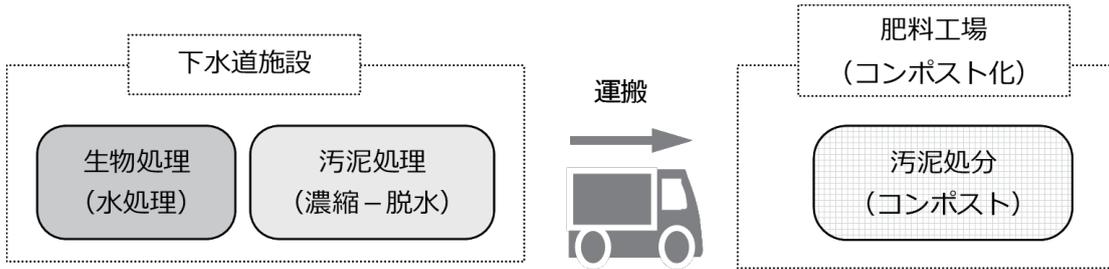


図 14-1 汚水の処理方式

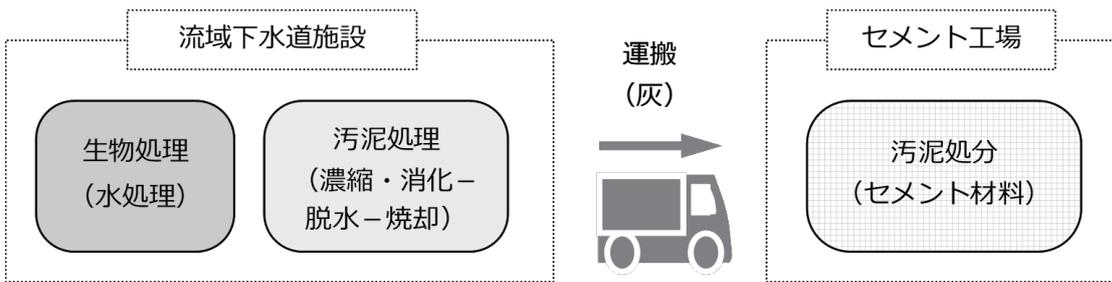
## 資料15 下水道や集落排水、浄化槽汚泥の主な処理方式の違い

一般に、下水道施設では脱水まで行い、その後の汚泥処理・処分は廃棄物処理業の許可を持った肥料工場やセメント工場などで処理します。農業集落排水、漁業集落排水、コミプラおよび浄化槽では、生物処理（水処理）のみ行い、汚泥処理・処分はし尿処理施設で行っています。（し尿処理施設で再度沈殿処理をする施設もあります。）

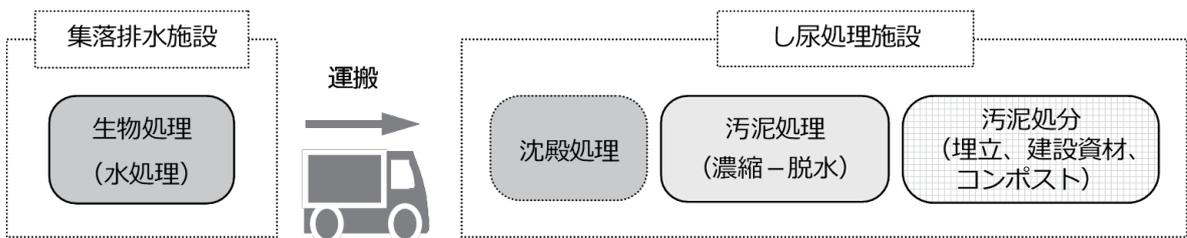
〔下水道の処理（一般的な下水道）〕



〔下水道の処理（流域下水道）〕



〔農業集落排水、漁業集落排水の処理〕



〔浄化槽の処理〕

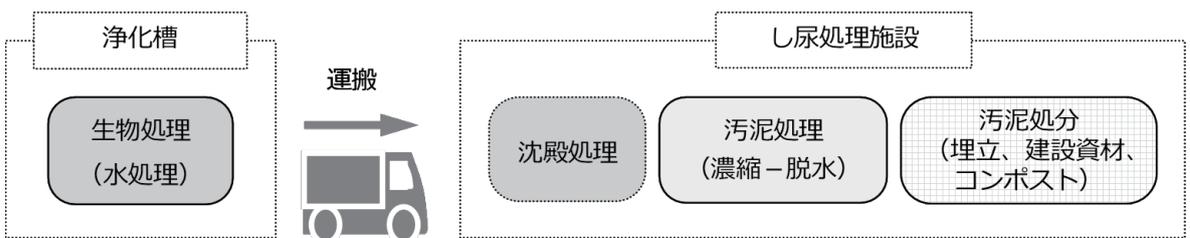


図 15-1 主な処理方式の違い

## 資料16 集合処理区域と個別処理区域の選択

集合処理と個別処理の区域分けは、処理方法の特徴を踏まえて検討します。

既成市街地などの人口密集地域や、水質保全上、放流水質を厳しくする必要がある区域については、「集合処理（公共下水道）」を選択します。

一方、中山間地域については、家屋が比較的分散していることから、それぞれの設置費用と維持管理費、放流先の確保、浄化槽設置スペースの有無など、総合的に比較をして「集合処理」か「個別処理」かを判断します。

このとき、住民の要望等の地域要件なども十分勘案し、地域の特性に合った適切な整備手法を選定する必要があります。

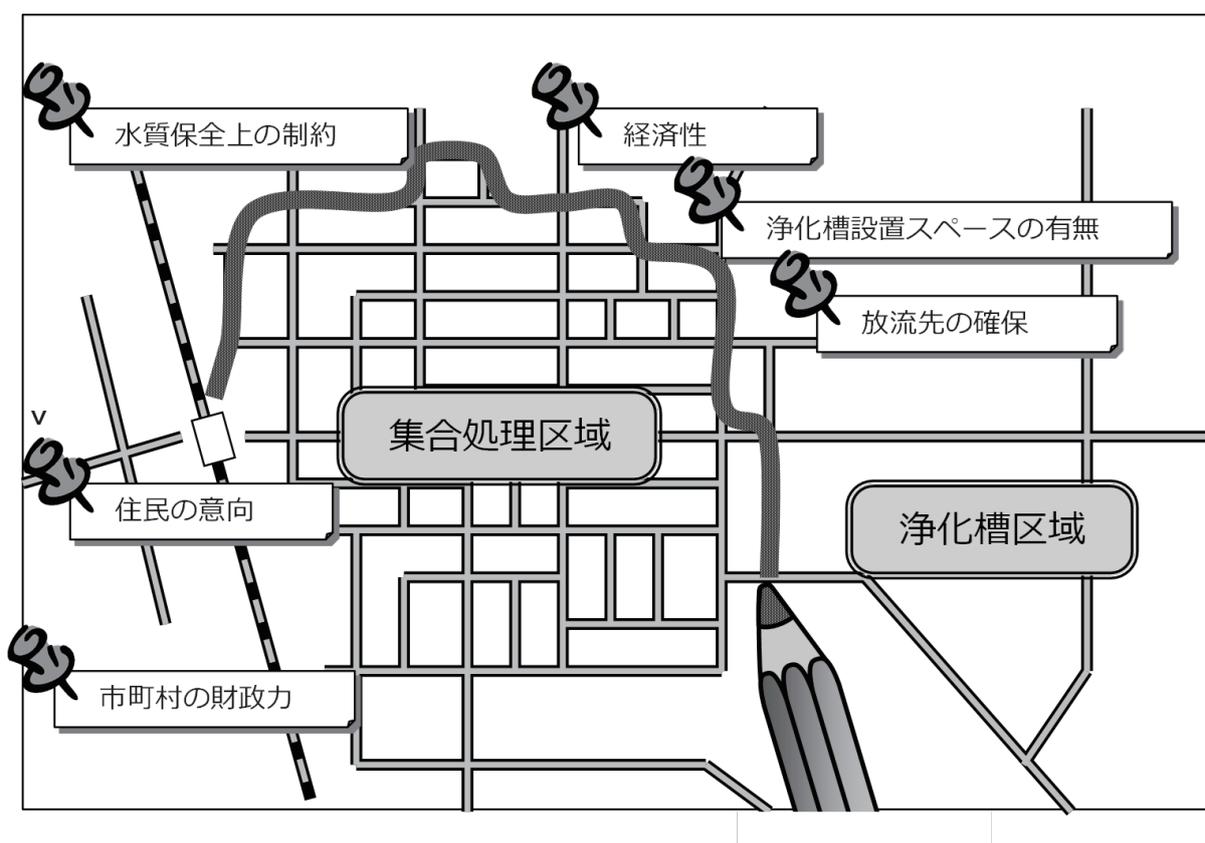


図 16-1 集合処理区域と個別処理区域の選択

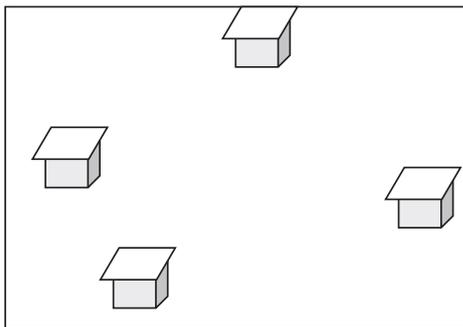
## 資料17 集合処理と個別処理のすみ分けの考え方

ある地域の汚水処理について、集合処理方式がよいのか個別処理方式がよいのかを計画するときには、主に次の3項目について検討を行います。

- 経済比較  
建設費と維持管理費をあわせた総合的な経済比較をしています。
- 施設設置の構造的な問題  
街並みによっては、浄化槽を設置するスペースがないところがあります。
- 住民の意向  
地域が一体となって特定の処理施設の普及に取り組んでいる場合があります。

(家屋が点在している場合)

家屋が点在している場合は、浄化槽整備区域として計画します。



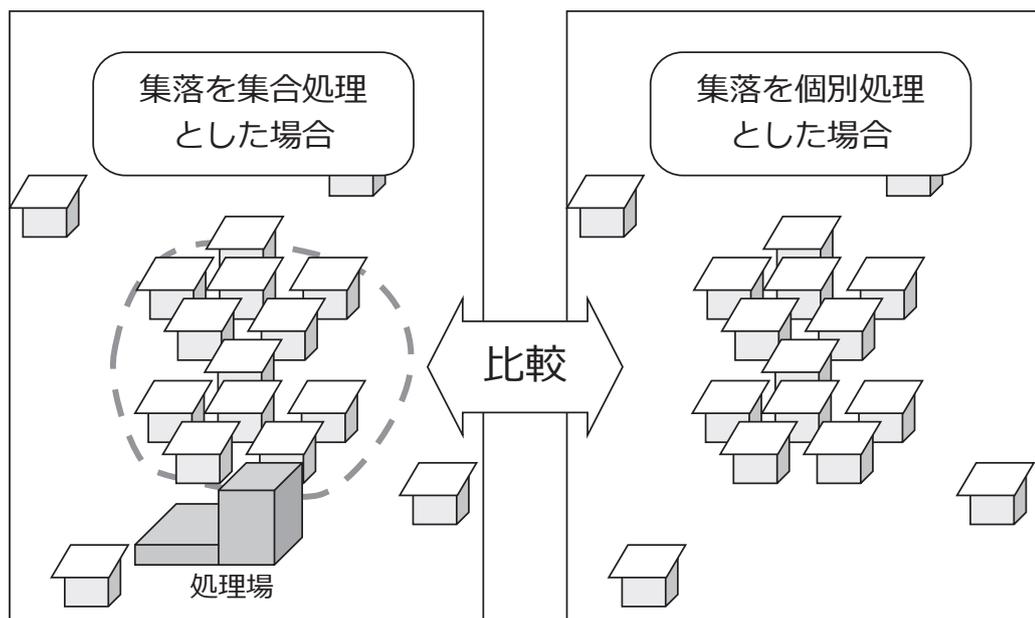
(現在集合処理をしていない集落の場合)

現在集合処理を行っていない地域の集落については、その集落を集合処理とした場合と個別処理とした場合を比較して、どちらの処理方式とするか検討します。

検討の結果、個別処理を選択した場合は、浄化槽整備区域とします。

集合処理を選択した場合は、集落排水等の整備区域とします。

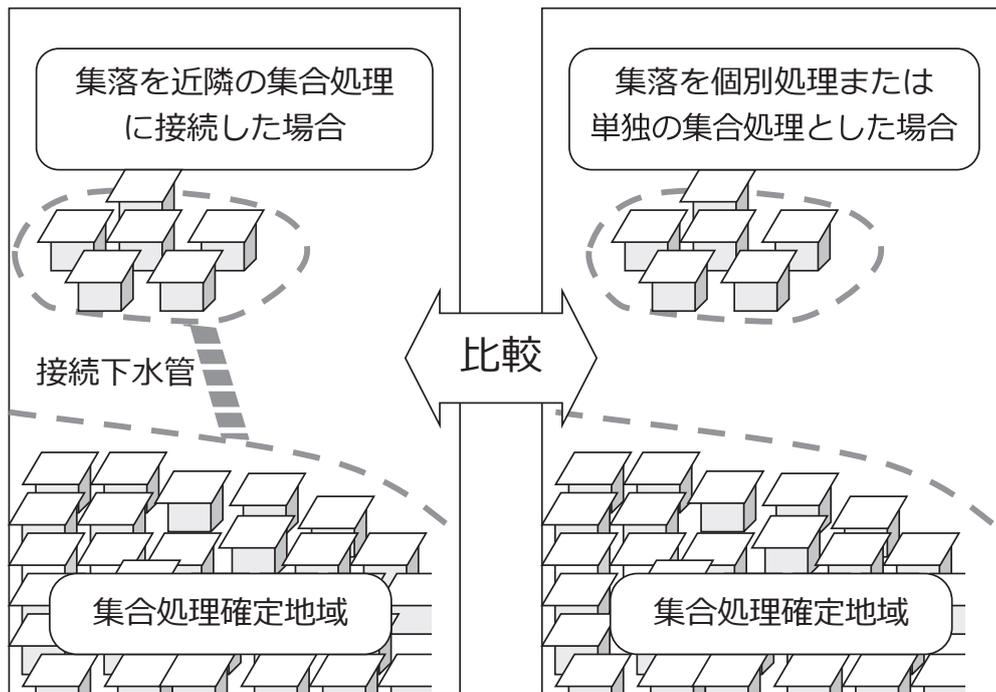
前構想では集合処理で計画されていた地域でも、人口減少などを考慮して再検討した結果、個別処理地域となることもあります。



(近隣に集合処理を行っている区域がある集落の場合)

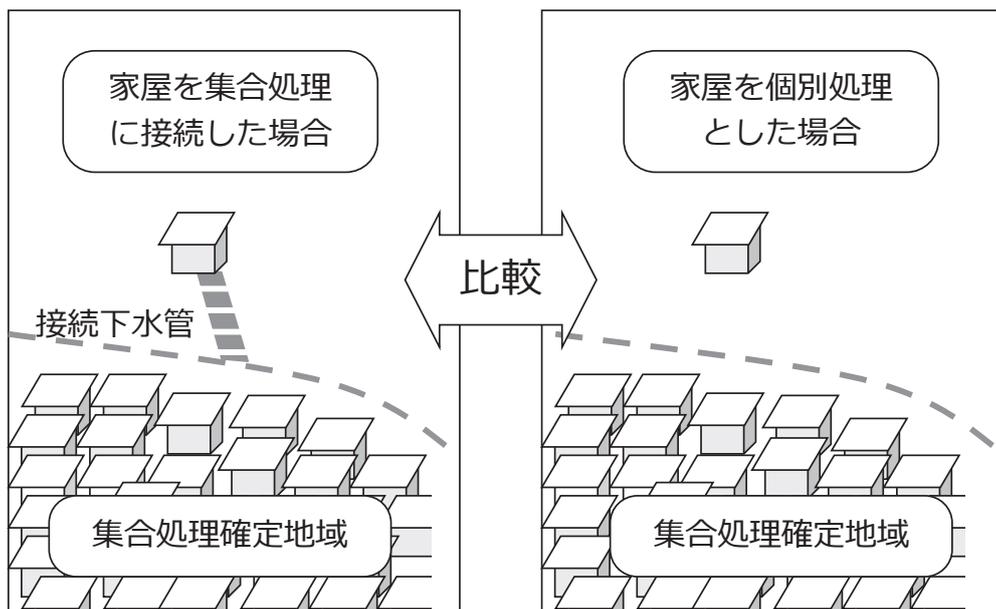
近隣に下水道などの集合処理を行っている区域がある集落については、その集落を集合処理とするか個別処理とするか検討する以外に、近隣の集合処理区域に接続して集合処理とした場合についても検討します。

また、前構想で集合処理区域として計画されていても、まだ整備が済んでいない場合は、そのまま集合処理区域として計画してよいのか確認をします。



(近隣に集合処理を行っている家屋がある場合)

近隣に下水道などの集合処理を行っている区域がある家屋については、その家屋を集合処理区域に加えるか個別処理とするか検討します。



(ある集落を近隣の集合処理区域に取り込むかどうかを検討する経済比較の例)

ある地域について集合処理が経済的なのか個別処理が経済的なのかを検討する場合は、次のように行います。

A 地域：集合処理が確定している地域

B 地域：集合処理か個別処理か検討する集落

B 地域を集合処理とする場合の建設費 + 維持管理費

= 処理施設 (A + B) の建設費 + 維持管理費  
+ 接続下水管の建設費 + 維持管理費

B 地域を個別処理とする場合の建設費 + 維持管理費

= 処理施設 (A) の建設費 + 維持管理費  
+ 浄化槽 (B) の設置費 + 維持管理費

この2つの費用のうち、安価なほうが経済的であると判断します。

検討する費用は、1年あたりの費用に換算して検討します。

維持管理費についてはそのままの値を使用できますが、建設費については次の式により1年あたりの費用に換算しています。

$$\text{建設費 (円/年)} = \frac{\text{建設費用 (設置費用)}}{\text{耐用年数}}$$

## 資料18 汚水処理施設の種類

---

汚水処理施設には、実に多くの種類があります。

本県で現在整備を進めている施設は、次の施設です。

公共下水道

特定環境保全公共下水道

特定公共下水道

流域下水道

農業集落排水

漁業集落排水

コミプラ

浄化槽（市町村設置）

浄化槽（個人設置）

この汚水処理施設は、「下水道法に基づく下水道」と「下水道以外の汚水処理施設」とに大きく分けることができます。

これらの汚水処理施設は、それぞれ整備対象区域や規模が異なっています。

また、施設の整備にあたっては、国の補助金制度や交付金制度がありますが、次のとおり多くの省庁が関係しています。

国土交通省

農林水産省

環境省

総務省

内閣府

新構想では、これらのさまざまな汚水処理施設の特性をみながら、最も地域の実状に合った整備手法を選んでいきます。

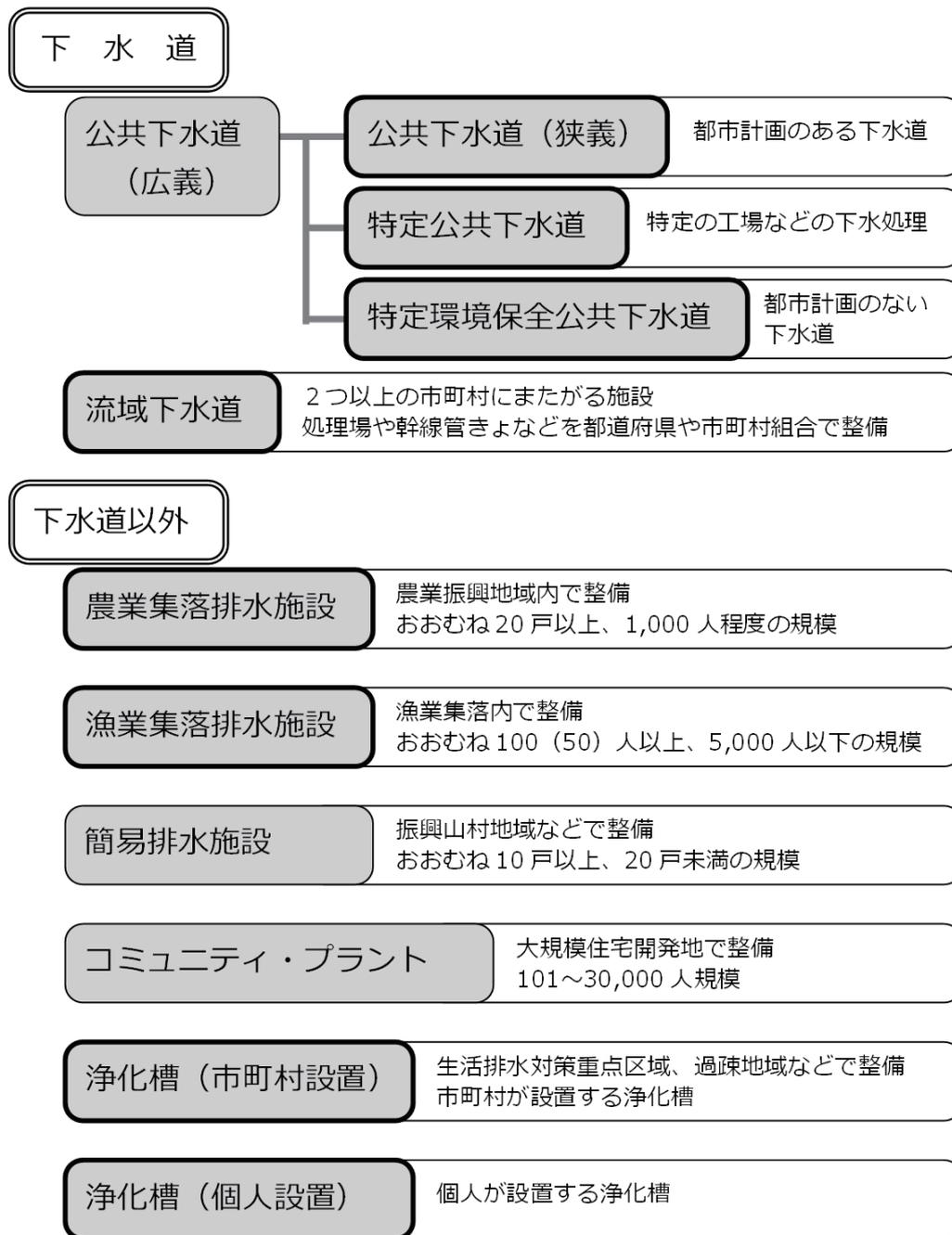


図 18-1 汚水処理施設の種類

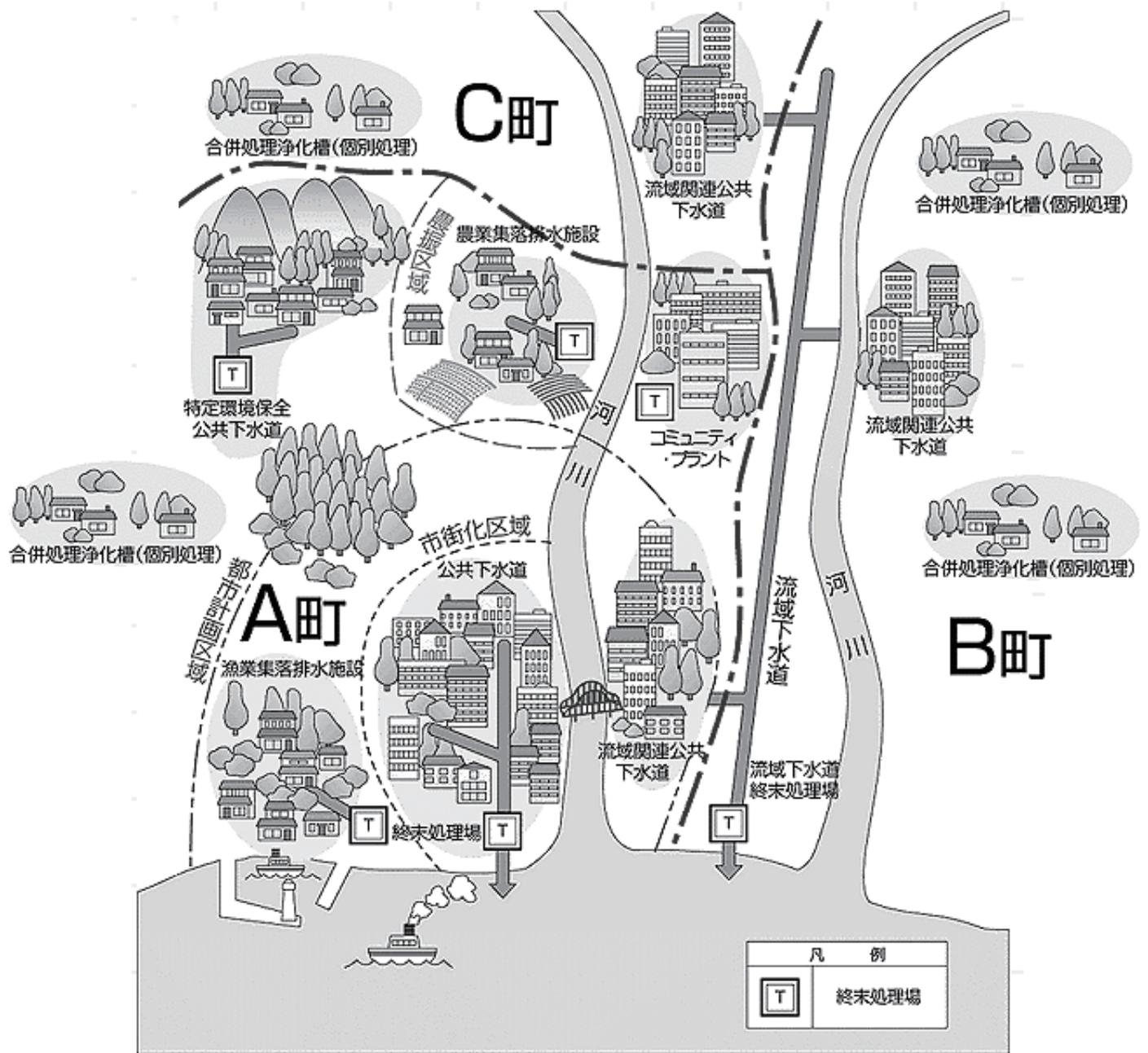


図 18-2 汚水処理施設のイメージ

## 資料19 汚水処理施設整備事業の変遷

---

本県の汚水の集合処理施設整備は、1953年に盛岡市中心部において公共下水道事業に着手したのが始まりです。このときの下水道は、汚水と雨水を同じ下水管で流す合流式下水道というものでした。

1957年に釜石市が公共下水道事業に着手しています。

次いで、1965年4月には、盛岡市に中川原終末処理場が初めて供用開始しました。

その後、各地で都市化が進み、1970年ころから

矢巾町や水沢市(当時)、北上市などの県中央部でコミュニティプラントの整備が始まりました。

1970年代に入ると、農業集落排水事業や流域下水道事業が始まりました。

また、多くの市町村で下水道に着手しました。

1980年代には、漁業集落排水事業が始まりました。

2024年度末現在、公共下水道は31市町村で供用開始をしており、農業集落排水は20市町村、漁業集落排水は10市町村で供用開始をしています。

処理場の数は、公共下水道44箇所、農業集落排水92箇所、漁業集落排水24箇所、コミュニティプラント5箇所となっています。

(表中の数字は市町村の数)

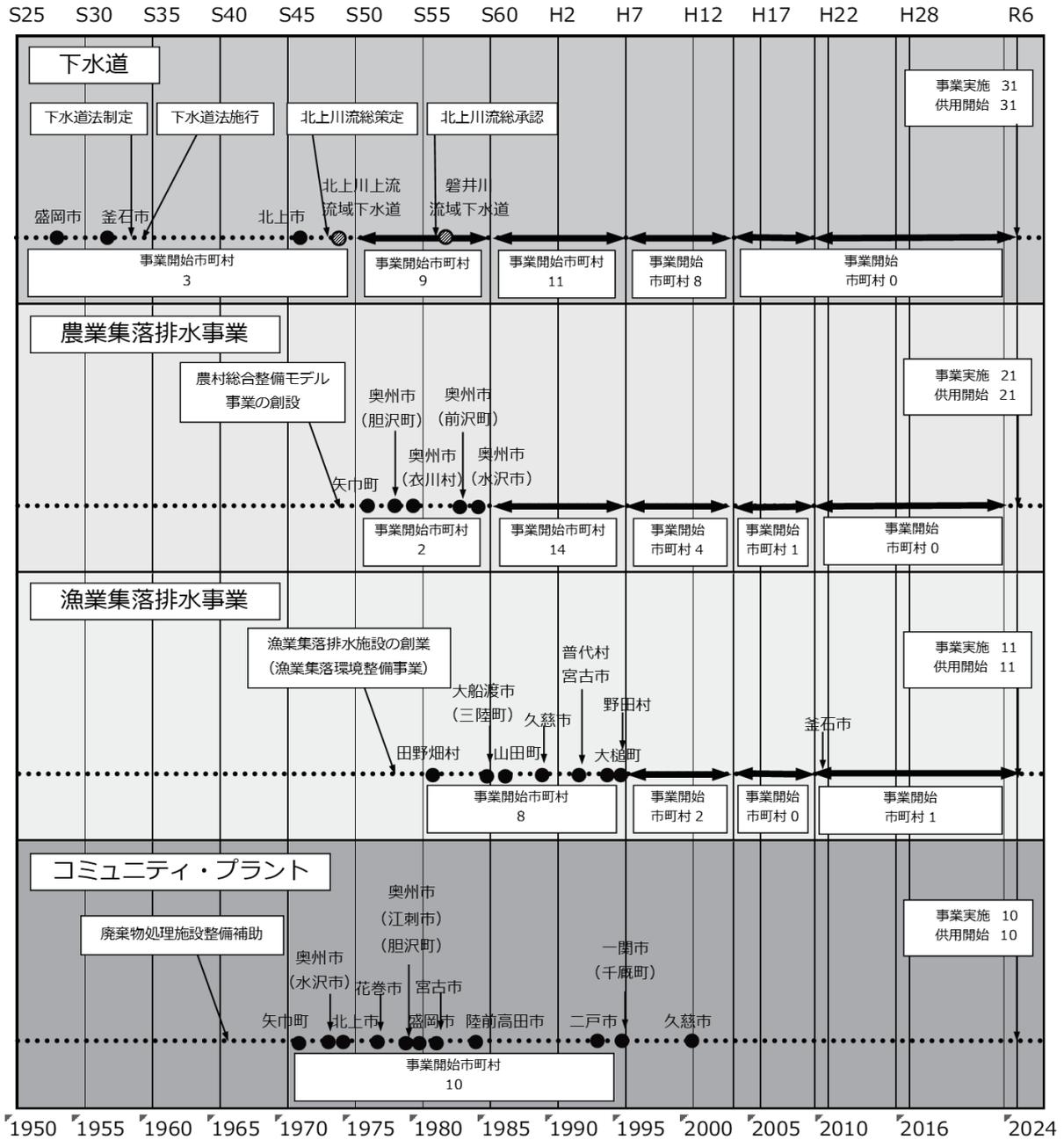


図 19-1 汚水処理施設整備事業の変遷

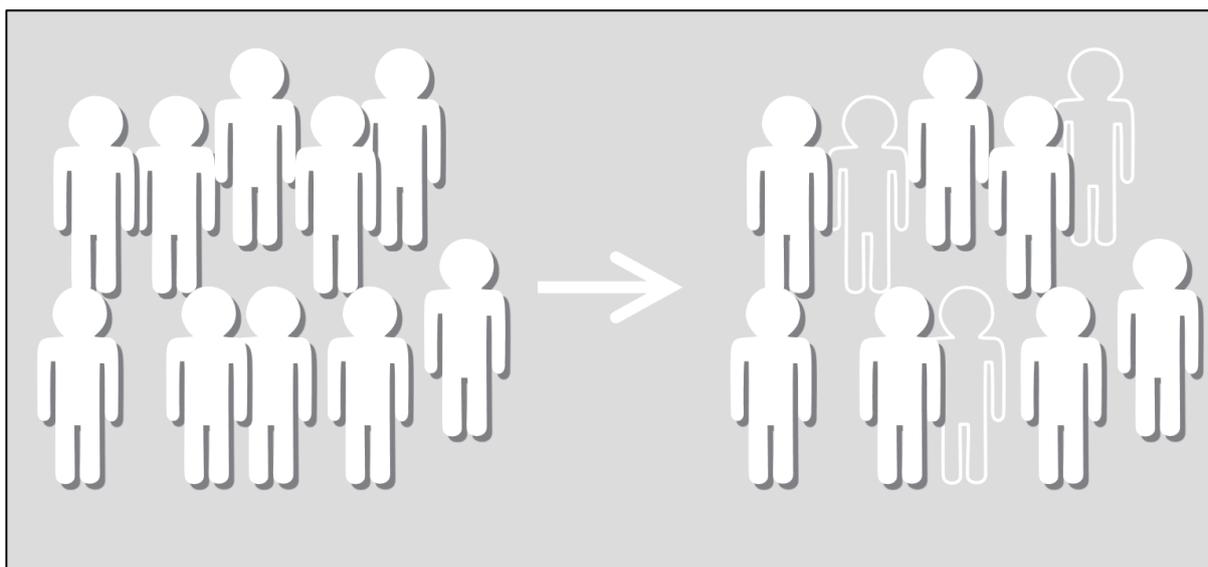
## 資料20 構想における将来人口などの考え方

---

県の人口は、2024年度時点で116万人ほどです。

「岩手県人口ビジョン」では、今後も人口減少が見込まれるものの、積極的な施策の展開により人口減少に歯止めをかけ、2040年において100万人程度の人口を確保するとしています。

本ビジョンでは、この将来の姿を考えに入れながら、下水道や集落排水、合併浄化槽の整備区域を見直し、汚水処理施設全体の整備計画を策定しました。



## 資料21 将来の岩手県の総人口推計

国立社会保障・人口問題研究所（以降「社人研」）は、2020年に2050年までの都道府県別人口推計（2023年4月推計）を公表しました。

この推計では、2020年の国勢調査を基に5年ごとに2050年までの人口を推計しており、2050年の岩手県の行政区域内人口は、78万3千人となっています。（表 21-1）

県では、「資料7」に示した「岩手県人口ビジョン」により、人口減少に歯止めをかけ2040年に100万人程度の人口を確保することから、独自に人口推計を行いました。

この推計では、2030年における岩手県の推計人口は112.0万人、2040年における推計人口は103.7万人、2050年における推計人口は95.0万人、となっています。

表 21-1 行政区域内人口の推計値（千人）

年	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
社人研推計値	1,210	1,138	1,066	994	923	853	783
県独自推計値			1,120		1,037		950

※1 2020年は実績値。

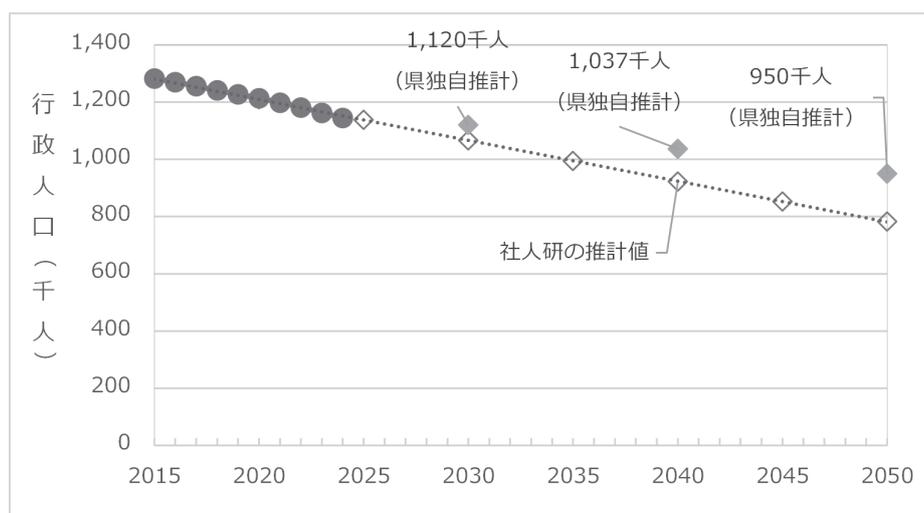


図 21-1 行政区域内人口の実績と推計

表 21-2 行政区域内人口の推計値（千人）

年	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
社人研推計値	1,210	1,138	1,066	994	923	853	783
県独自推計値			1,120		1,037		950
新構想人口		1,150	1,120	1,078	1,037	993	950

※新構想人口における中間年は線形補完し設定。

表 21-3 市町村ごとの行政区域内人口過年度実績

市町村名	行政区域内人口（人）				
	2020	2021	2022	2023	2024
盛岡市	285,859	284,044	281,607	278,410	275,739
八幡平市	24,659	24,176	23,777	23,362	22,949
滝沢市	55,506	55,400	54,961	54,650	54,086
雫石町	15,968	15,698	15,506	15,176	14,877
葛巻町	5,818	5,696	5,538	5,356	5,217
岩手町	12,719	12,319	12,043	11,686	11,402
紫波町	33,049	33,024	32,913	32,717	32,503
矢巾町	26,966	26,692	26,613	26,147	26,082
花巻市	93,962	92,928	91,708	90,469	89,185
北上市	92,339	92,181	91,920	91,238	90,852
遠野市	25,896	25,329	24,906	24,306	23,674
一関市	112,639	110,679	108,587	106,615	104,494
奥州市	114,019	112,538	110,877	108,936	107,170
西和賀町	5,333	5,163	4,961	4,774	4,593
金ケ崎町	15,479	15,268	15,129	15,102	15,085
平泉町	7,291	7,129	6,939	6,780	6,635
宮古市	49,961	48,761	47,493	46,331	45,148
大船渡市	34,796	33,948	33,238	32,476	31,807
陸前高田市	18,483	18,166	17,812	17,452	16,995
釜石市	31,840	31,031	30,288	29,556	28,588
住田町	5,179	4,995	4,851	4,742	4,635
大槌町	11,308	11,065	10,837	10,594	10,391
山田町	14,938	14,694	14,404	14,076	13,710
岩泉町	8,716	8,458	8,198	7,948	7,724
田野畑村	3,175	3,100	3,046	2,966	2,876
久慈市	33,713	32,994	32,364	31,590	30,892
二戸市	25,910	25,370	24,829	24,412	23,837
普代村	2,545	2,462	2,414	2,338	2,278
軽米町	8,671	8,474	8,228	8,036	7,819
野田村	4,144	4,085	4,002	3,953	3,881
九戸村	5,558	5,439	5,323	5,186	5,038
洋野町	15,923	15,596	15,263	14,921	14,580
一戸町	11,779	11,401	11,129	10,790	10,496
岩手県	1,214,141	1,198,303	1,181,704	1,163,091	1,145,238

※ 各年度末（3/31）現在の住民基本台帳人口

表 21-4 社人研（2023年4月公表）の市町村ごとの推計人口

市町村名	行政区域内人口（人）					
	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
盛岡市	282,066	272,642	262,205	250,661	238,224	225,333
八幡平市	21,719	19,402	17,217	15,153	13,196	11,349
滝沢市	54,966	53,545	51,656	49,339	46,776	44,032
雫石町	14,210	12,929	11,668	10,429	9,229	8,112
葛巻町	4,982	4,385	3,832	3,315	2,832	2,389
岩手町	10,591	9,465	8,386	7,361	6,384	5,464
紫波町	31,463	30,080	28,554	26,887	25,240	23,581
矢巾町	27,541	26,771	25,897	24,847	23,598	22,283
花巻市	87,861	82,344	76,850	71,383	66,015	60,720
北上市	91,700	88,582	85,301	81,824	78,085	73,928
遠野市	22,577	20,386	18,383	16,559	14,837	13,201
一関市	101,167	92,315	84,039	76,185	68,604	61,196
奥州市	105,442	97,749	90,363	83,273	76,276	69,375
西和賀町	4,408	3,777	3,234	2,760	2,326	1,940
金ヶ崎町	14,904	14,282	13,650	12,987	12,286	11,516
平泉町	6,617	5,997	5,411	4,852	4,310	3,790
宮古市	46,113	41,867	37,746	33,805	30,107	26,633
大船渡市	32,025	29,297	26,638	24,058	21,620	19,269
陸前高田市	16,479	14,967	13,513	12,140	10,844	9,617
釜石市	28,967	26,131	23,422	20,908	18,554	16,363
住田町	4,495	4,007	3,578	3,182	2,815	2,475
大槌町	9,937	8,922	7,953	7,035	6,179	5,394
山田町	12,884	11,505	10,165	8,897	7,745	6,703
岩泉町	7,774	6,930	6,137	5,407	4,728	4,099
田野畑村	2,736	2,428	2,146	1,887	1,632	1,388
久慈市	29,642	27,134	24,707	22,403	20,136	17,896
二戸市	23,203	21,138	19,171	17,299	15,491	13,701
普代村	2,210	1,947	1,703	1,478	1,261	1,057
軽米町	7,582	6,782	6,041	5,333	4,654	4,007
野田村	3,615	3,293	2,971	2,667	2,372	2,104
九戸村	4,834	4,314	3,820	3,368	2,945	2,550
洋野町	13,512	11,992	10,574	9,263	8,002	6,821
一戸町	9,938	8,783	7,714	6,739	5,817	4,956
岩手県	1,138,160	1,066,088	994,645	923,684	853,120	783,242

表 21-5 新構想で用いる市町村ごとの推計人口【参考】

市町村名	行政区域内人口（人）					
	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
盛岡市	285,194	286,430	284,312	281,417	277,424	273,307
八幡平市	21,960	20,383	18,669	17,012	15,367	13,765
滝沢市	55,575	56,253	56,011	55,392	54,473	53,407
雫石町	14,368	13,583	12,652	11,708	10,748	9,839
葛巻町	5,037	4,607	4,155	3,722	3,298	2,898
岩手町	10,708	9,944	9,093	8,264	7,434	6,627
紫波町	31,812	31,601	30,961	30,185	29,393	28,602
矢巾町	27,846	28,125	28,080	27,895	27,481	27,027
花巻市	88,835	86,508	83,329	80,140	76,878	73,648
北上市	92,717	93,062	92,492	91,862	90,934	89,668
遠野市	22,827	21,417	19,933	18,590	17,278	16,012
一関市	102,289	96,983	91,124	85,531	79,893	74,225
奥州市	106,611	102,692	97,981	93,489	88,827	84,145
西和賀町	4,457	3,968	3,507	3,099	2,709	2,353
金ヶ崎町	15,069	15,004	14,801	14,580	14,308	13,968
平泉町	6,690	6,300	5,867	5,447	5,019	4,597
宮古市	46,624	43,984	40,928	37,952	35,061	32,303
大船渡市	32,380	30,779	28,884	27,009	25,178	23,372
陸前高田市	16,662	15,724	14,652	13,629	12,628	11,665
釜石市	29,288	27,452	25,397	23,473	21,607	19,847
住田町	4,545	4,210	3,880	3,572	3,278	3,002
大槌町	10,047	9,373	8,623	7,898	7,196	6,542
山田町	13,027	12,087	11,022	9,988	9,019	8,130
岩泉町	7,860	7,280	6,654	6,070	5,506	4,972
田野畑村	2,766	2,551	2,327	2,118	1,901	1,684
久慈市	29,971	28,506	26,790	25,151	23,449	21,706
二戸市	23,460	22,207	20,787	19,421	18,040	16,618
普代村	2,235	2,045	1,847	1,659	1,468	1,282
軽米町	7,666	7,125	6,550	5,987	5,420	4,860
野田村	3,655	3,460	3,221	2,994	2,762	2,552
九戸村	4,888	4,532	4,142	3,781	3,430	3,093
洋野町	13,662	12,598	11,465	10,399	9,319	8,273
一戸町	10,048	9,227	8,364	7,566	6,774	6,011
岩手県	1,150,779	1,120,000	1,078,500	1,037,000	993,500	950,000

※ 市町村からの回答値を県独自推計値に按分することで、市町村値を設定。

## 資料22 汚水処理事業に関わる県内職員数の推移

下記の図表は、県内の汚水処理事業に関わる職員数の推移を示したものです。このうち、損益勘定職員は経営や施設管理を担当する職員であり、資本勘定職員は汚水処理施設の建設・更新業務を担当する職員となります。

2010年度の県内の汚水処理事業に関わる職員数は298人となっていました。2016年度には10%ほど減少し、263人と近年で最も少ない人数となっていました。近年では、損益勘定職員数は徐々に増加傾向にあるものの、施設整備が落ち着いてきたことから資本勘定職員数は減少傾向にあります。

表 22-1 汚水処理事業に関わる県内職員数の推移

単位：人

年度	損益勘定職員	資本勘定職員	合計
2010	172	126	298
2011	182	111	293
2012	182	100	282
2013	173	108	281
2014	166	109	275
2015	163	105	268
2016	162	101	263
2017	169	96	265
2018	170	98	268
2019	175	87	262
2020	201	86	287
2021	191	80	271
2022	199	81	280
2023	199	80	279

出典：地方公営企業年鑑（総務省）

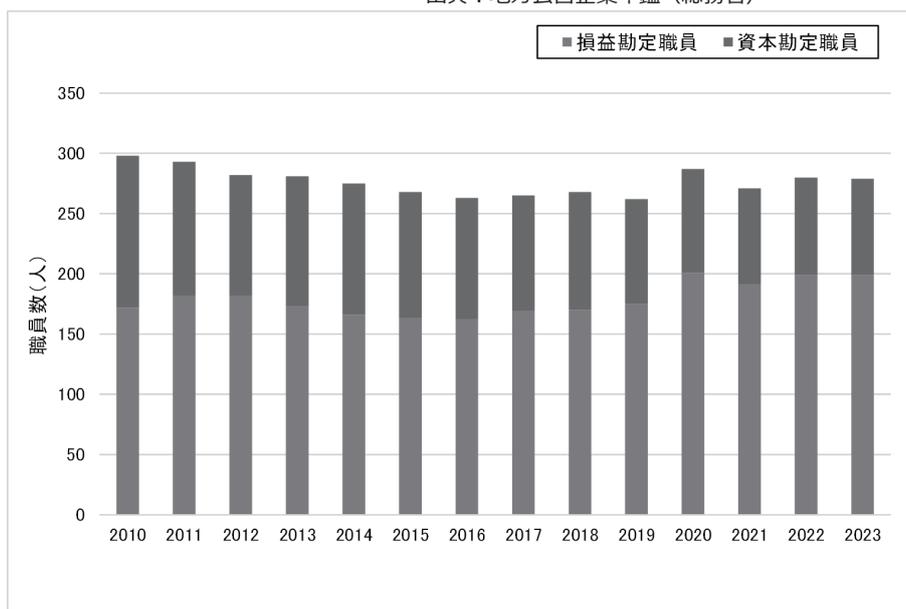


図 22-1 汚水処理事業に関わる県内職員数の推移

県内の地域別に職員数を見ると、県央地域では増加傾向にあるものの、県南地域、県北地域では減少傾向となっています。沿岸地域ではほぼ横ばいに推移しています。

表 22-2 汚水処理事業に関わる県内職員数の推移（地域別）

単位：人

年度	県央	県南	沿岸	県北	合計
2010	103	105	61	29	298
2011	99	98	68	28	293
2012	101	90	65	26	282
2013	100	90	64	27	281
2014	99	88	62	26	275
2015	95	86	62	25	268
2016	97	78	63	25	263
2017	97	82	62	24	265
2018	98	83	65	22	268
2019	98	78	64	22	262
2020	124	82	59	22	287
2021	116	76	58	21	271
2022	119	76	64	21	280
2023	119	77	63	20	279

出典：地方公営企業年鑑（総務省）

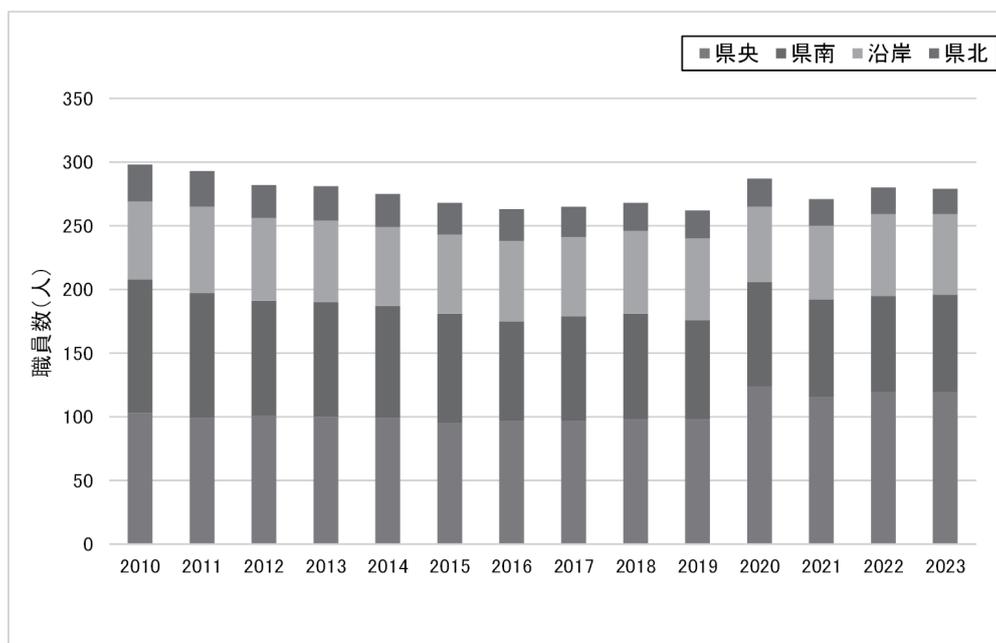


図 22-2 汚水処理事業に関わる県内職員数の推移（地域別）

県内の污水処理事業別に職員数を見ると、各事業において減少傾向となっています。集落排水事業においては、下水道事業への統廃合による影響もあり、今後も職員数が減少していく見通しです。

表 22-3 污水処理事業に関わる県内職員数の推移（事業種別）

単位：人

年度	下水道	農集排	漁集排	その他	合計
2010	253	23	7	15	298
2011	245	19	17	12	293
2012	237	19	15	11	282
2013	234	21	16	10	281
2014	228	21	16	10	275
2015	222	19	16	11	268
2016	221	17	15	10	263
2017	223	18	15	9	265
2018	225	18	15	10	268
2019	222	17	14	9	262
2020	249	19	6	13	287
2021	235	19	7	10	271
2022	246	17	7	10	280
2023	243	18	8	10	279

出典：地方公営企業年鑑（総務省）

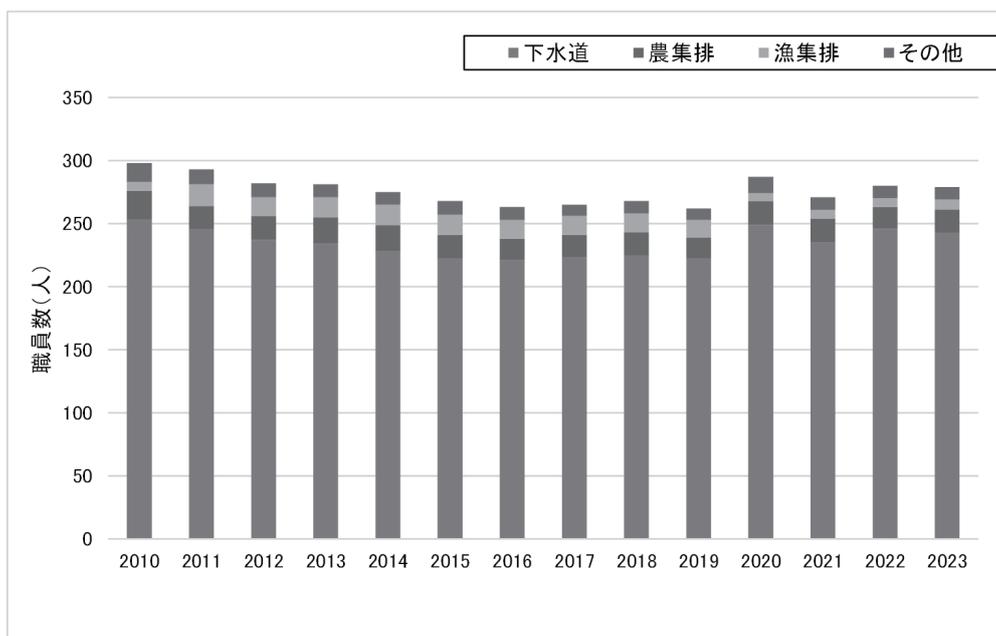


図 22-3 污水処理事業に関わる県内職員数の推移（事業種別）

## 資料23 1人あたりの汚水量の考え方

下記のグラフは、県民1人が一日に排水する汚水量の推移を示したものです。

この1人一日あたりの汚水量は、処理場に入ってくる汚水量を水洗化人口で除した値なので、流域下水道や公共下水道では事業所（会社や商店など）や工場からの排水が上乘せされており、集落排水よりも大きな値となっています。

下水道や集落排水の1人一日あたりの汚水量は、ほぼ横ばいで推移しています。

なお、2010年と2011年の漁業集落排水施設の変動が大きくなっていますが、これは東日本大震災津波による影響と考えられ、2013年以降は大きな変動はなく横ばいで推移しています。

1人一日あたりの汚水量の変化は、下水道等の料金収入などに影響するため、将来の污水処理の経営見通しを立てるときには、この汚水量の変化を考慮する必要があります。

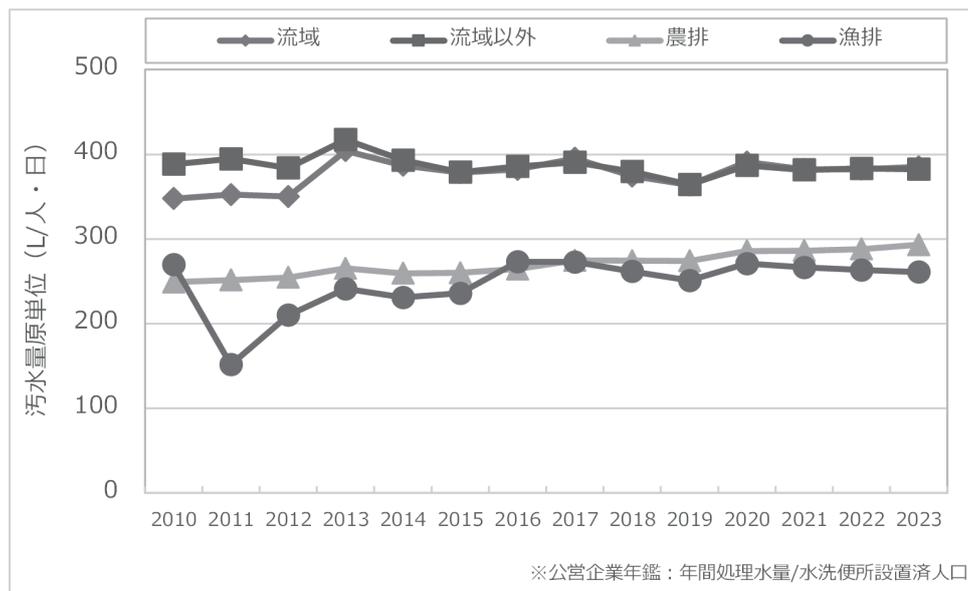


図 23-1 県民1人一日あたりの汚水量の推移

資料24 着手地区、供用開始地区の状況

年	事業着手		
	下水道	農集排	漁集排
H10 1998 以前	<p>右記供用開始済み地区 に加え下記の地区</p> <p>宮古市（田老） 花巻市（東和） 花巻市（大迫） 遠野市（宮守） 一関市（摺沢） 一関市（東山） 陸前高田市（高田） 二戸市（二戸） 八幡平市（西根） 岩手町（岩手） 西和賀町（湯田） 住田町（世田米） 大槌町（大槌） 山田町（船越） 岩泉町（岩泉） 軽米町（軽米） 野田村（野田） 九戸村（九戸） 洋野町（種市） 洋野町（大野） 一戸町（一戸）</p>	<p>右記供用開始済み地区 に加え下記の地区</p> <p>盛岡市（巻堀） 花巻市（猪鼻）、花巻市（大北） 花巻市（湯本南方） 遠野市（沢田飯豊） 北上市（臥牛） 一関市（興田）、一関市（七日町） 八幡平市（寄木）、八幡平市（田山） 奥州市（赤生津）、奥州市（六道・寺向） 葛巻町（四日市） 紫波町（長岡南） 矢巾町（矢巾西郷） 平泉町（長島中央） 九戸村（戸田） 洋野町（向田）</p>	<p>右記供用開始済み地区 に加え下記の地区</p> <p>宮古市（千鶏） 大船渡市（小石浜） 久慈市（横沼） 大槌町（吉里吉里） 山田町（大沢） 田野畑村（切牛） 普代村（太田名部）</p>
H11 1999	<p>田野畑村（田野畑） 一関市（川崎）</p>	<p>北上市（村上） 紫波町（片寄）</p>	<p>久慈市（久喜） 田野畑村（平井賀） （長時間曝気式）</p>
H12 2000		<p>宮古市（曇目） 北上市（滑田・藤根） 遠野市（綾織）</p>	<p>陸前高田市（矢の浦）</p>

供用開始			年
下水道	農集排	漁集排	
盛岡市（都南） 宮古市（宮古） 大船渡市（大船渡） 花巻市（花北） 北上市（北上工業団地） 北上市（花北） 久慈市（久慈） 遠野市（遠野） 一関市（一関） 一関市（花泉） 釜石市（大平） 釜石市（上平田） 奥州市（胆江） 奥州市（前沢） 雫石町（都南） 滝沢市（都南） 紫波町（紫波） 矢巾町（都南） 金ヶ崎町（胆江） 平泉町（一関）	花巻市（長根）、花巻市（三日堀） 花巻市（熊野） 北上市（蔵屋敷）、北上市（新町） 北上市（鳩岡崎）、北上市（飯豊） 北上市（大堰川）、北上市（元年） 北上市（更木） 一関市（白崖）、一関市（日形） 八幡平市（細野）、八幡平市（野駄） 八幡平市（松尾） 奥州市（瀬原）、奥州市（古戸） 奥州市（池田川東）、奥州市（富田川西） 葛巻町（葛巻） 紫波町（水分）、紫波町（大巻） 矢巾町（間野々） 野田村（玉川） 洋野町（明戸） 一戸町（奥中山）	大船渡市（根白） 久慈市（麦生） 山田町（大浦） 田野畑村（島越） 野田村（下安家）	H10 1998 以前
大槌町（大槌） 岩泉町（岩泉） 二戸市（二戸） 花巻市（大迫） 陸前高田市（高田）	北上市（臥牛） 遠野市（沢田飯豊） 一関市（七日町） 八幡平市（田山） 洋野町（向田）	田野畑村（切牛） 久慈市（横沼）	H11 1999
山田町（船越） 宮古市（田老） 花巻市（東和） 九戸村（九戸）	盛岡市（巻堀） 奥州市（赤生津）、奥州市（六道・寺向） 平泉町（長島中央）	山田町（大沢）	H12 2000

年	事業着手		
	下水道	農集排	漁集排
H13 2001	一関市（大原） 一関市（千厩）		大船渡市（砂小浜） 大船渡市（千歳）
H14 2002	八幡平市（安代）	一関市（猿沢）、一関市（二日町） 奥州市（二渡）、奥州市（前沢北部） 矢巾町（不動）	
H15 2003	山田町（山田）	花巻市（八重畑） 北上市（黒岩）	釜石市（唐丹） 久慈市（桑畑） 陸前高田市（広田）
H16 2004		花巻市（西南）	
H17 2005		北上市（下門岡）	久慈市（小袖）
H18 2006		八幡平市（田頭・平笠） 奥州市（梁川）	
H19 2007	二戸市（浄法寺）	奥州市（人首町）	
H20 2008		奥州市（伊手町）	
H21 2009			

供用開始			年
下水道	農集排	漁集排	
洋野町（大野） 一関市（摺沢） 一関市（東山）	花巻市（猪鼻） 花巻市（湯本南方） 一関市（興田） 葛巻町（四日市） 紫波町（長岡南）	宮古市（千鶏） 普代村（太田名部）	H13 2001
一戸町（一戸） 遠野市（宮守） 岩手町（岩手） 野田村（野田）	北上市（村上） 紫波町（片寄） 矢巾町（矢巾西郷） 八幡平市（寄木） 九戸村（戸田）		H14 2002
住田町（世田米） 西和賀町（湯田）	宮古市（曇目） 北上市（滑田・藤根）	大船渡市（小石浜）	H15 2003
八幡平市（西根）	花巻市（大北） 矢巾町（不動）	陸前高田市（矢の浦） 大槌町（吉里吉里）	H16 2004
軽米町（軽米） 洋野町（種市） 一関市（大原）	遠野市（綾織） 一関市（猿沢）	久慈市（久喜） 大船渡市（砂小浜）	H17 2005
八幡平市（安代） 一関市（川崎）	北上市（黒岩）	大船渡市（千歳） 田野畑村（平井賀） （長時間曝気式）	H18 2006
田野畑村（田野畑）	奥州市（二渡）、奥州市（前沢北部） 一関市（二日町）		H19 2007
	花巻市（西南） 奥州市（梁川）		H20 2008
	北上市（下門岡） 花巻市（八重畑）	久慈市（桑畑）	H21 2009

年	事業着手		
	下水道	農集排	漁集排
H22 2010			
H23 2011			久慈市（大尻） 久慈市（白前・本波）
H24 2012		奥州市（母体町）	
H25 2013	釜石市（鵜住居）		
H26 2014			
H27 2015			
H28 2016			
H29 2017			
H30 2018			

※H30以降、新規着手・供用開始施設はない。

供用開始			年
下水道	農集排	漁集排	
二戸市（浄法寺）	奥州市（人首町）、奥州市（伊手町） 八幡平市（田頭・平笠）	久慈市（小袖） 陸前高田市（広田）	H22 2010
一関市（千厩）			H23 2011
		久慈市（白前・本波）	H24 2012
			H25 2013
陸前高田市（高田）			H26 2014
	奥州市（母体町）	大船渡市（崎浜）	H27 2015
山田町（山田）		釜石市（唐丹）	H28 2016
			H29 2017
釜石市（鵜住居）		久慈市（大尻）	H30 2018

※H30以降、新規着手・供用開始施設はない。